

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 5 号 >

平成31年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成31年3月18日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第5号>

開会の日時

年月日 平成31年 3月18日 月曜日
開 会 午前10時02分
散 会 午後 4時48分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第15号議案 土地収用法施行条例
- 2 乙第16号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
- 3 乙第17号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 4 乙第18号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 5 乙第19号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 6 乙第25号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 7 乙第26号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 8 乙第28号議案 訴えの提起について
- 9 乙第33号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
- 10 請願第1号、陳情平成28年第76号、同第106号、陳情平成29年第21号、同第38号、同第46号の4、同第61号、同第83号、同第91号の3、同第92号の3、同第94号の4、同第95号、同第132号、同第145号、同第151号、陳情平成30年第21号の2、同第23号、同第25号、同第30号、同第31号、同第44号の4、同第65号、同第99号、同第100号、同第102号の4、同第112号、同第130号、同第133号、陳情第11号、第29号及び第30号

出席委員

委員	長	新垣	清涼	君
副委員	長	照屋	大河	君
委員		座波	一	君
委員		具志堅	透	君
委員		座喜味	一幸	君
委員		仲村	未央	さん
委員		崎山	嗣幸	君
委員		上原	正次	君
委員		赤嶺	昇	君
委員		玉城	武光	君
委員		糸洲	朝則	君
委員		山内	末子	さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

土木	建築	部長	上原	国定	君
土木	整備	統括	松島	良成	君
技術	建設	業課	小橋川	透	君
用地	課	長	幸地	稔	君
道路	街路	課	長	玉城	佳卓
道路	管理	課	長	多和田	真忠
海岸	防災	課	長	永山	正君
港湾	課	長	與那覇	聰	君
空港	課	長	金城	利幸	君

参事兼都市計画・モノレール課長	照屋寛志君
下水道課長	金城光祐君
建築指導課長	與那嶺善一君
住宅課長	島袋登仁雄君

○新垣清涼委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

乙第15号議案から乙第19号議案まで、乙第25号議案、乙第26号議案、乙第28号議案及び乙第33号議案の9件、請願第1号及び陳情平成28年第76号外29件を一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第15号議案土地収用法施行条例の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 それでは、お手元の配付資料1議案説明資料「土木環境委員会」により、御説明いたします。

乙第15号議案、資料1の1ページをごらんください。

乙第15号議案土地収用法施行条例について御説明いたします。

本議案は、土地収用法の施行に関し必要な事項を整備するため、鑑定人及び参考人に対する旅費及び手当の支給根拠及び額の根拠を定めるとともに、沖縄県収用裁決申請等手数料条例及び沖縄県事業認定審議会条例を廃止する必要があることから、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○幸地稔用地課長 お手元に配付しております資料2の1で御説明いたします。

1ページをごらんください。

2の制定の経緯及び必要性です。

土地収用法の規定に基づき、収用委員会の処分によって鑑定人に出頭を命じ鑑定させる場合や参考人に出頭を命じて審問等する場合は、鑑定人及び参考人に対して、条例で定めるところにより、旅費及び手当を支給することとなっております。

また、土地収用法施行令の規定に基づき、仲裁の手續において関係当事者の

申し出により鑑定人に鑑定を依頼し、または参考人に意見書等の提出を求めた場合、条例で定めるところにより算出した額の旅費及び手当を当該申し出をした者の負担とすることとしております。

県においては、これまで、土地収用法に基づき沖縄県収用裁決申請等手数料条例及び沖縄県事業認定審議会条例により事務を遂行してきたところでありますが、土地収用法施行条例の制定によりこれらの条例を廃止し、今後は同法に基づき整備が必要な事項について本条例により管理することとしております。

続きまして、条例の概要を説明いたします。3ページをごらんください。

第1条は、条例の趣旨について定めております。

第2条から第7条までの規定は、今回の土地収用法施行条例の附則において廃止する沖縄県事業認定審議会条例に規定されていた事項であり、土地収用法第34条の7に規定する審議会に関する事項であります。

第2条は、審議会の名称について、第3条から第7条までは、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めております。

第8条は、収用委員会の処分によって出頭した鑑定人及び参考人に支給する旅費及び手当についてであります。

第9条は、仲裁に要する費用の額について定めております。

第10条から第14条は、今回の土地収用法施行条例の附則において廃止する「沖縄県収用裁決申請等手数料条例」に規定されていた事項であります。

第10条及び6ページ以降の別表は手数料について、第11条から第13条は手数料の納付時期、減免及び不還付について、第14条は過料について定めております。

第15条は、規則への委任について定めております。

次に、附則第1項は、施行期日について、この条例は公布の日から施行することと定めております。

附則第2項は、この条例の施行に伴い、沖縄県収用裁決申請等手数料条例及び沖縄県事業認定審議会条例を廃止することを定めております。

附則第3項から第6項までは、この条例の施行に関し必要な経過措置を定めております。

附則第7項は、この条例の8条で旅費に関する規定を整備したことに伴い、沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正することを定めております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 この条例を成立させる前に、収用裁決申請等手数料条例、あるいは事業認定審査会条例を廃止するわけですが、この土地収用法施行条例の中で、例えば事業認定審議会条例の趣旨というのが見えてこないのですけれども、これまでの事業認定関係のものがどのように担保されていくのか、説明をお願いします。

○幸地稔用地課長 今回の条例制定につきましては、これまで本県では土地収用法に基づく条例を複数制定しておったところですが、今回の施行条例として土地収用に基づく条例を一本化することにより、利用する人にとってもわかりやすいものとなるものとともに、土地収用法に係る業務を遂行する上で効率化につながると考えております。

○座波一委員 要するに、この事業認定審議会に関する部分については、この新しい条例で十分一事業認定の部分については影響はないということですね。

○幸地稔用地課長 事業認定審議会条例につきましては、廃止する事業認定審議会条例とほぼ同様の内容を今回の条例で規定しております。

○座波一委員 事業認定等の部分への影響はない、手数料の変更による部分も含めた新しい条例ということですね。わかりました。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の2ページをごらんください。

乙第16号議案沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、利用料金の基準額を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○多和田真忠道路管理課長 お手元に配付しております資料2の2で御説明いたします。

1ページをごらんください。

沖縄県自動車駐車場管理条例は、道路法第2条第2項の道路附属物である自動車駐車場の管理に関し必要な事項を定めたものであります。

2の改正の経緯及び必要性について御説明いたします。

今回の条例改正は、消費税法等の一部が改正され消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、県民広場地下駐車場の利用料金の基準額を改めるものであります。

次に、改正案の概要について御説明いたします。

概要としましては、県民広場地下駐車場の利用料金の基準額を改めるものとなっており、改正条例の施行期日は平成31年10月1日としております。また、条例の施行に関し、必要な調整規定を定めております。

4ページ以降は新旧対照表となっております。改定部分にはアンダーラインが引いてありますので、御確認をお願いいたします。

以上で、乙第16号議案の沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の3ページをごらんください。

乙第17号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、港湾施設の使用料等の額を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○與那覇聰港湾課長 お手元に配付しております資料2の3で御説明いたします。

1ページをごらんください。

沖縄県港湾管理条例は、地方自治法及び港湾法に基づき港湾の管理に関し必要な事項を定めたものであります。

議案提出の理由について御説明いたします。

今回の条例改正は、消費税法などの一部が改正され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、港湾施設の使用料などの額を改めるものであります。

議案の概要について御説明いたします。

概要としましては、港湾施設の使用料等の額を改めるものとなっており、改正条例の施行期日は平成31年10月1日としております。また、条例の施行に関

し、必要な経過措置を定めております。

2 ページ以降は新旧対照表となっております。改定部分にはアンダーラインが引いてありますので、御確認をお願いいたします。

以上で、乙第17号議案の沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の4ページをごらんください。

乙第18号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議が浦添市と調ったことから、条例を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の4で説明いたします。

1 ページをごらんください。

沖縄県屋外広告物条例は、屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うものであります。

3 の改正案の概要を説明します。

1 つ目に、屋外広告物法及び本条例に基づく広告物の表示の許可等知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議の調った浦添市が処理することとします。

2 つ目に、この条例は、平成31年4月1日から施行します。

3 つ目に、この条例の施行に関し必要な経過措置を定めます。

次に、3 ページの新旧対照表をごらんください。

第47条の表は、屋外広告物の許可申請の事務、違反広告物是正に関する事務、簡易除却に係る事務等となっております。

これらの事務を処理する同表右欄に掲げる南城市、大宜味村などの14市町村に、今回協議の調った浦添市を加えるものでございます。

経過措置に係る附則については省略いたします。

以上で、提出議案の説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 これは浦添市が加わって—これまでのほとんどが小規模離島の村が主になっているのですが、例えばどういう広告物の案件を市町村でやるというものを、具体的に、例をとってちょっと説明してもらえませんか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 屋外広告物条例で、まず、禁止地域というのがございまして、そこに掲示されている屋外広告物については禁止されているものですので、そういったものは除却等を行うこととなります。

また、許可を受けて掲示ができる箇所もございますので、そういったところの許可等を行う業務が今回浦添市に移譲するというものでございます。

○糸洲朝則委員 禁止広告物って、どのようなものがあるのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 許可地域におきまして、許可を受ければ掲示できるような広告物については、許可をする事務が市町村に移譲するというものでございます。

○糸洲朝則委員 例えば許可できない広告物が設置されたら、この指定された町村は撤去していいということですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 禁止地域というのがありまして、そういった地域に掲示されているものについては除却等の手続を経て除却することになります。

○糸洲朝則委員 屋外広告物というのは多岐にわたると思うのだよね。商業用もあれば、あるいは警告、あるいは啓蒙、場合によっては選挙のポスターだって広告物ですよ。こういった細かい規定というのは持っているのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 選挙のときの選挙ポスターなど一公職選挙法で認められたポスターにつきましては、今回の条例の対象にはなりません。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 これまで権限移譲がなされたところもあるわけですがけれども、権限移譲のされたところとそうではないところの差はありますか。権限移譲をしてよかったなど、効果があるなどというような現象はありますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 市町村に権限移譲をしましたら、市町村が独自で許可なり除却等の手続ができますので、きめ細かい対応ができると理解しております。

○座波一委員 もちろん、権限移譲をすることによって、目の届く範囲が細くなるわけですから効果は期待されるのですけれども、県としてはそういう現状、現実を確認しましたかということです。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 県から権限移譲をした事務につきましては、例えば許可をした物件の数ですとか、除却した数ですとかによって交付金を交付しておりますので、そういったことで取り組みについては把握しております。

○座波一委員 交付金は事務移譲に対する交付金だと思うのだけれど、それは効果があったかということを見て、確認すれば、権限移譲をもっともっと推進していいのではないかと思うわけですよ。

浦添市が今回たまたまこういうふうにしたからということですが、この沖縄においては、観光地としてのそういう屋外広告物に対する非難が結構あるのですよね。選挙戦の最中もそうだけれど、それ以前にもそういう政治的要素の強いものがあるということで、かなり指摘があるのですよ。

だから、こういうものは、やはり各市町村に権限をおろして行って、しっかりとこの域内の違法広告を規制するというような動きをとっていったほうがいいのではないかと、私は個人的に思っているのですけれど、県としては、そういう考えの方向に持っていきたいのか、権限移譲をもっとふやしたいのか、ふやす予定なのか、それをお願いします。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 県としましても、この屋外広告物につきましては、景観—まちづくり、風景づくりに非常に密接に関連しておりますので、そういった観点からも、どんどん市町村に権限を移譲していきたいということで、いろいろな説明会等におきましても、権限移譲の意義とか、景観、行政との関係とかを説明しているところでございまして、積極的に権限移譲を進めたいというのが県の立場でございます。

○座波一委員 例えば今も県が直接指導をする部分が多いわけですが、そういう苦情が出た場合、あるいは権限移譲された市町村から苦情が出た、この場合の対応の仕方はどういうやり方がありますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 権限移譲をした市町村から苦情の対応についての相談等があれば、その都度、丁寧に対応していております。

○座波一委員 対応の仕方ですけれど、これは即違反ということで、通報を受けて、どういう形で動くのですか。例えば警察署の力をかりるとか、そういう形になるのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 例えば一般市民の方から通報等がありましたら、まず現場を確認をし、この広告物が違反しているという確認がとれましたら、そこに張り紙等を行って、掲げた主さんに片づけていただくということを行います。

その後、時間がたっても片づけられない、除却されていないという状況であれば、県なり、移譲した市町村で除却するという作業を行います。

○座波一委員 これは非常に微妙なところがあるのですよね、選挙においては。先ほど答弁で、選挙の法定で決められたものであれば問題ありませんと、これは当然ですけれど。それに、選挙が近づいたときの、まだ告示されない以前のこの広告物についての取り扱いが今、相当な問題になりつつあると思うのです。そういうふうな基準というか、そういう判断はもう権限移譲された市町村に任せていくということですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 この選挙ポスターが公職選挙法で認められたポスターかどうかに関しましては、選挙管理委員会で判断していただくこととなります。それが選挙ポスターとして認められないということであれば、各市町村、権限を移譲した市町村、もしくは県が手続にのっとり撤去等の作業を実施していくということとなります。

○座波一委員 選挙管理委員会が動くという段階のものではないとさっきから言っていますが、それが動く時期ではなくて、それ以前の通常の日常的なものの中での政治絡み、選挙絡みの、そういう非常に際どいものがあるわけですよね。こういったものに対する指導というのは、その市町村に任せるのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 権限移譲をした市町村におきましては、市町村で対応していただくこととなります。

○座波一委員 やはり地域差はありますけれども、非常にそういう政治的なものが目立つ地域も現実にあります。

やはり観光という観点や景観を守るという意味から言っても、やはりそこら辺は権限移譲されたところも含めてしっかり県が指導をして、選挙に入ったら選管の判断にのっとりしますけれど、それ以前は、やはり市町村が県と足並みをそろえて一緒になってそういう違法広告物を管理していかないと、やはり地域差がある中で非常にその色の濃い地域もありますので、問題ではないかなと思ってこういう質疑をしているわけですけど。

やはり日ごろから観光地としての、あるいはそういった法律に沿った指導をぜひお願いしたいと思っています。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 権限移譲をした市町村につきましては、市町村からの相談、もしくは我々からの技術的な助言等を適切に行っていきたいと考えております。

○座波一委員 至るところにそういう、ある意味では道交法もかかわってくるような違反もありますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 道路交通法の規定に反するかということに関しましては、ちょっと私どもでは担当しておりませんで、警察のほうになるのかなと理解しております。

○座波一委員 だから、警察署が動くというのは、もう道交法のときにしか動かないのですか。こういった広告物違反をした場合には、警察は動かないのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 屋外広告物法、もしくは屋外広告物条例に基づいた違反とかそういったものに関しては、県もしくは移譲した市町村で対応いたします。

○座波一委員 そのときは警察は動かないということですか。例えば住民から警察署に通報しますね、この広告物は条例違反ではないかという場合に。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 屋外広告物法、また、条例に基づく違反ということに関しては、県または移譲した市町村が対応することになっておりまして、警察のほうで動くということは聞いておりません。

○座波一委員 だから、一義的に初動対応は市町村、あるいは県かもしれないけれど、この取り締まる機関としては県警になるのでしょうか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 県もしくは移譲した市町村で対応しておりまして、警察にお願いするということはありません。

○座波一委員 では、条例違反ということについては、県警は動かないということですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 今回移譲する、除却のお話ですとか許可の話ということに関して、県警のほうが動くということはありません。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第19号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の5ページをごらんください。

乙第19号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、用途地域等における特例許可を受けた建築物の増築等の特例許可の申請に対する審査等に係る手数料の徴収根拠を定めるとともに、条例の規定を整理する等の必要があることから、条例を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○與那嶺善一建築指導課長 お手元に配付しております資料2の5で御説明いたします。

1ページをごらんください。

建築基準法施行条例は、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加等について必要な事項を定めるとともに、建築確認申請等に係る手数料に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、2の改正の経緯及び必要性について御説明いたします。

建築基準法の一部が改正され、アからオの許可等の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要があります。

14ページをごらんください。

図の1段目の用途規制について御説明いたします。

右欄の①の特例許可について、現行法第48条第15項ただし書きが、法改正に伴い、第16項第1号となりました。

②の特例許可について、政省令の規定に適合する建築物は建築審査会の同意が不要となりました。

図の2段目の建蔽率規制について御説明いたします。

建蔽率とは、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のことであり、この規定について、図の右欄に示すとおり、現行法第53条第4項に加え、前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合も緩和を受けることができることとなりました。

図の3段目の既存不適格建築物の工事の全体計画について御説明いたします。

法改正により、防火避難関係の規定に関し既存不適格となっている建築物の用途を変更する場合、知事が認定することで、最終的に不適合状態が解消されることを前提として段階的・計画的な改修が可能となりました。

②につきましても、①の認定を受けた計画変更の場合の認定となります。

図の4段目の既存建築物の一時的な他用途使用について御説明いたします。

法改正により、既存建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合、仮設建築物を新築する場合と同様に許可を受けることで法の一部が適用除外されることとなりました。

次に、7ページの新旧対照表をごらんください。

こちらの表の右側が現行、左側が改正案となります。

9ページの第30条について、法改正にあわせて、一時的な他用途使用の許可を受けた既存建築物を追加し、さらに条例の適用除外を明確化したものでございます。

11ページの7の2項、7の3項、10項及び12ページの46項、47項、48項及び49項について、法改正にあわせて許可及び認定の申請手数料を新設しております。

その他の改正については、法改正に伴う規定の整理でございます。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

(5)の条例の施行日は、法改正にあわせて平成31年6月26日までの日となる予定となっております。

なお、手数料新設以外の一部については、既に施行されている改正法令によるものであるため、この条例の公布の日から施行することとしております。

(6)について、施行に関する必要な経過措置を設けております。

以上で、乙第19号議案の建築基準法施行条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 細かくやると、これはもう切りがないのでやらないのですが、一言で言って、緩和する方向なのか、それとも法改正によってむしろ最近は基準法も意外と厳しくなっていく傾向がまま見えるのですが、どちらですか。

○與那嶺善一建築指導課長 今回制定する手数料は全て緩和の方向ということでございます。

○糸洲朝則委員 手数料はわかりましたけれど、例えば興行用の建物変更とか、要するに、許可範囲というものが広げられてやりやすくなるのか、やりにくくなるのか、ここら辺はどうですか。

○與那嶺善一建築指導課長 最初に御説明しました用途規制につきましては、これまで審査会の同意を得ないと許可ができなかったというものを、政令あるいは省令の基準に適合する一定の場合は、審査会の同意を得ないで知事限りで許可できるということで大幅に緩和されているのではないかと考えておりま

す。

○糸洲朝則委員 要は周知徹底だと思うのですが、これはいつから施行されるのですか、6月。それまでに一定期間を置いて周知徹底しないといかんと思うのですが、そこら辺の対策はどうされますか。

○與那嶺善一建築指導課長 周知徹底につきましては、建築関係団体と連携を図りながら、建築士、あるいは建築士事務所協会等、設計する側を含め、あるいは一般の方にはホームページを通じて周知を図っていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の6ページをごらんください。

乙第25号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成30年第3回沖縄県議会乙第49号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事(建築)の契約金額17億9666万6400円を3835万800円増額し、18億3501万7200円に変更するものであります。

当該工事は、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の建築を施工する工事であります。

変更内容は、建設地造成工事に係る磁気探査の結果、異常点が多く発見され、その確認に時間を要したことにより造成工事がおくれたため、現場に鋼材が搬

入できず、別にヤードを確保する必要が生じたこと等に伴い増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の6で説明いたします。

1ページをごらんください。

上段の左側は、てだこ浦西駅周辺の完成予想図で、右側の図は施設の配置図と立面図を示しております。

下段の左側は、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の事業概要、右側はパークアンドライド駐車場の完成予想図を示しております。

また、施設配置図において、対象の工事箇所を赤枠で色塗りして示しております。

2ページをごらんください。

変更内容について説明いたします。

今回の変更内容は、建設地造成工事に係る磁気探査の結果、異常点が多く発見され、その確認に時間を要したことにより造成工事がおくれたため、現場に鋼材が搬入できず、別にヤードを確保する必要が生じたこと等に伴う変更増となっております。

具体的には、平面図の赤点で示した箇所に異常点が発見されたため、その確認に時間を要し擁壁設置など造成工事がおくれたことによるものとなっております。

3ページをごらんください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は3835万800円となっております。

以上で、提出議案の説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないようにお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 ポイントは2点だと思いますので、その確認も含めて質疑をいたします。

1点目は、磁気探査の結果、不発弾に係る異常点が多く見られたということですので、この不発弾の有無と処理について御説明をお願いします。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 今回の異常点につきましては、不発弾ではないということを確認しております。

○糸洲朝則委員 不発弾ではないということは、危機管理上の問題はクリアできたということでしょうか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 最初の磁気探査で鉛直探査をやり異常点がどこら辺にあるかを把握し、実際に現場に入ってその地点まで掘り進めて、そこで何が異常だったのかというのを確認しています。

例えば鉄くずのようなものが異常点だったというふうに確認をしまして、不発弾ではないことを確認しております。

○糸洲朝則委員 不発弾でなかったというのは安堵感がありますけれど、磁気探査では、その鉄類—今の話だと何かもう転石みたいなものにぶち当たって、それが異常を発信したみたいに聞こえるのですが、実際こんなにたくさん何があったのですか。その地層の問題も指摘されてもいいと思う。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 異常点として、まず鉄類—鉄くずだったりとかそういったものが、もとの地盤の下のほうに埋まっていたということでございまして、それがどういう原因でそこに埋まったかというところまではちょっと把握はできておりません。

○糸洲朝則委員 鉄くずだったら、なお問題だよ、これは。もともとあった鉄くずなんてないと思うのだよ。埋め立てしたのか、例えば産業廃棄物をそこに不法投棄したのか、そこら辺は情報ありませんか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 この場所は、もともと民有地でございまして、我々が使うまで過去にどのように造成されたかということまで

は、ちょっと把握ができていません。恐らく客土の部分があるかと思いますが、そもそも客土の中に入っていたか、もしくはそこに置いていたものの上に客土をしたとかということが考えられるのかと思います。

○糸洲朝則委員 もう一点は、多分この増額は、その磁気探査の費用に要したものと、そのおくれた分の工期をどう埋め合わせるか、ここら辺だと思うのですが、何でこの探査点をふやすことになったのか。もともとはそんなになかったでしょうから、これをふやして探査するためにこれだけの増額を変更しなくてはならなかった、と私は理解しているのですが。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 この異常点が発見された場所は擁壁を築造する場所でございます、地盤がやわらかいでしょう、擁壁に一部くいが必要でして、そのくいを打つ範囲は磁気探査を行います。ボーリング調査をやって、くいが到達するある一定の深さまで磁気探査をしますので、くいが入る部分、もしくはべた基礎の部分でも探査は全て行います。その中で異常点が確認されれば、安全を確認するために確認探査というのを行うこととなります。

○糸洲朝則委員 これは、さらに深くするという事、それとも面を広げること、どちらですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 擁壁の下にくいが入りますので、くいの箇所は全て磁気探査を行います。

○糸洲朝則委員 だから、例えば最初5メートルの予定が、異常地点が見つかったので、もっと深く探査するとしたのか、それとも何らかの異常が出たのでその面を広げる、要するに本数をふやしたのかと、どちらですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 本数はふやしたというわけではなく、くいの数はもともとわかっていますので、それとこの擁壁の下の面ですね、その高さはわかります。そこまでは掘り下げて行って、経層探査という平面的な探査を行います。

それから下の部分、くいの部分に関しましては、くいに当たる部分は全部探査することになります。

○糸洲朝則委員 だから、それをふやしたのか、設計どおりなのか、そこがはっきりしないと、この3200万円、認めないようになってしまうのだよ。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 探査業務は別で業務を発注しております。その探査業務では、この異常点があるからといって本数等は変更にはなっておりません。

○糸洲朝則委員 これは要するに土木の元請の部分の増額だと思うのですが、僕は当初この磁気探査でふえた部分もあるかと思っていただけで、そうではなくて、増額分は何なの。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 磁気探査でもって異常点がたくさん確認されて、その異常点が安全なものかどうかという確認、不発弾だったら撤去しないといけないですけど、それが安全であることを確認するために確認探査というのが生じまして、それに時間を要したということでございます。

○糸洲朝則委員 いやいや、だから僕は委託業務かなと思ってそのように聞いていたら、これは磁気探査は別発注と言うから、その部分がふえるのはわかるよ。しかし、そうではなくて、本体の土木で工期がおくれたぐらいで何でこれだけ必要なのかと。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 済みません、説明が不足しておりました。

今回工期がおくれ、現場に入るのに時間がたちましたので、工場で作った鋼材、立体駐車場ですので鋼材がたくさん必要です。それを仮置きする場所が必要になったということで、工事が延びたものですから、着手まで時間がかかったものですから、その間、鋼材を仮置きする場所、それと仮置きしてまた現場に持ってくる費用等が新たに生じたということでございます。

○糸洲朝則委員 余りよくわからないけど、しかしこういうのを否決するわけにはいかんからな。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 同じような質疑ですけれど、まずはこの3800万円の増額の中で、磁気探査の分と、用地確保に要した費用を分けてもらえませんか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 増額分のうち、まず、先ほど申し上げた資材を仮置きするヤードの確保とそれに伴う運搬が必要です。ある場所まで、ヤードまで持って行って、また現場にも持っていくという運搬費というのがありまして、その増額が約2300万円ほどです。

もう一つ、地足場と申しまして、基礎の部分に地張りとかそういうのがございまして、そこの部分を掘削しまして、1.8メートルほど掘りますけれど、そこの足場の計上が漏れていたというようなこともありまして、それを計上するというものでございます。

もう一つは、土工事におきまして、くい施工箇所ですけれども、転石等が見つかったものですから、その除去のために費用が生じたということでございます。磁気探査につきましては、別件で委託をしている磁気探査業務がございまして、そこでやっておりますので、この工事に磁気探査は含まれておりません。

○新垣清涼委員長 この費用には含まれていないということね。

○座波一委員 おかしいのではないか、だから磁気探査の結果……。この磁気探査の費用は入っていないのですね。別発注、わかりました。

このヤード分に2300万円、そしてまた本工事の部分での足場とか転石の件の部分がその他ということ考えていいですね。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 はい。

○座波一委員 それと、この磁気探査の発注の場合は、その磁気探査専門会社にしか発注していないのですか。それとも、この元請にも発注できるのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 磁気探査の専門業者に発注しております。

○座波一委員 本来これはもともと磁気探査業者、専門業者でなくてもできるということでもあるのですか。今、どういうふうに色分けされているのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 磁気探査につきましては、磁気探査に登録をしている業者に発注しております。

○座波一委員 これを見直す予定があるのですか。

○上原国定土木建築部長 工事と磁気探査を極力分けて、別発注にするように心がけております。

過去には、工事の中に磁気探査を含めて安全管理を行うということが望ましいという考え方のときもあったのですが、磁気探査業者がふえてきて専門業者になっていきますので、これまでそういう業界団体から別件発注としてほしいという陳情も多く出されておりました、今現在は、磁気探査については別件で専門業者に発注するという方針を持っております。

○座波一委員 そうですね、そういうふうに別発注、専門業者にやるほうが見やすいというのですかね。追加の部分で、元請にこの磁気探査を追加発注していくと全体の数字が見えなくなる可能性もあるものですから、わかりました。

このポイントというのは、図面上で数えたら18ポイントになるのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 異常点が確認されたところが18ポイントでございます。

○座波一委員 ここが先ほどの答弁で調べる必要があったというくい打ちの部分ですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 くいはほかにもたくさん打つ場所もありまして、今回、くいの施工する範囲に近いところで発見されたのが18ポイントということでございます。

○座波一委員 こういう異常点が、異常に集中しているような感じがするものですからね、このくいを打つためにやると。

当初の計画の中で、そういう全般的に磁気探査を予想できたのではないかなと単純に思うのですが。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 造成する際は、まず表面的な探査を行いますが、地下の深いところに関しましては、上に乗せる構造物との関

係がありますので、必要に応じて確認をする、ということで実施しております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第26号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の7ページをごらんください。

乙第26号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成30年第4回沖縄県議会乙第9号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

本部港（本部地区）岸壁（－10.5メートル）整備工事（H30－1）の契約金額16億6752万円を2億5301万1600円増額し、19億2053万1600円に変更するものであります。当該工事は、大型クルーズ船寄港対応可能なジャケット式栈橋を整備する工事であります。変更内容は、ジャケット式栈橋基礎くい規格変更等により増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○與那覇聰港湾課長 お手元に配付しております資料の2の7で御説明いたします。

1ページ目をごらんください。

本工事の概要について御説明いたします。

左側上段の写真は、大型クルーズ船対応岸壁の完成イメージ写真で、中段の枠囲みは事業概要及び本工事の内容を示し、その下に整備工程を示しております。また、右側上段は、岸壁全体の計画平面図と、その下に本工事の平面図及び側面図を示しております。

本工事箇所は、右側の上段全体計画平面図に赤色で着色した範囲で、ジャケ

ット式栈橋延長100メートルを整備するものであります。

ジャケット式栈橋は、右側中段の平面図及び側面図で示すように、延長50メートル、幅20メートルのジャケット2基で構成され、工場で製作し、現場で据えつけを行います。ジャケットを支える鋼管くいは直径1メートル40センチと90センチで、それぞれ20本打設いたします。

本工事の工程計画は、左側下段で示す整備工程表を赤枠で表示した範囲で、完成は平成31年12月を予定しております。

2ページをごらんください。

施工箇所地質状況について御説明いたします。

左側上段の写真はボーリング調査の位置で、6カ所の赤丸で表示しております。そのうちジャケット部は、調査番号を黄色で旗揚げした3カ所となっております。

右の図はジャケット部の推定土層縦断図で、ボーリング調査をもとに作成しております。青丸の箇所は中間層でN値50以上の強固な地盤となっており、本工事箇所においては支持層との間に数カ所確認されております。

基礎くいの施工に際しては、これら中間層においてくいの打ち込みが困難となる高どまりが懸念され、また、くい長が約43メートルと長尺であることから、先行くいにおいてくいの施工性を確認するための試験くいを実施しております。

3ページをごらんください。

変更内容について御説明いたします。

主な変更内容は、ジャケット式栈橋のくい規格の変更であります。

左の図は本工事の平面図と側面図で、青色で着色したくいが先行くい、黄色が後打ちくいで、試験くいは青色の先行くいで実施しております。

右の図は、くい規格の変更内容を示しております。

当初と表示されている図が発注段階におけるくいの規格であります。

また、変更と表示している図は、施工段階におけるくいの規格で、試験くいの実施及び試験の結果を踏まえ、くいの厚みを変更しております。上段が直径1メートル40センチのくい、下段が直径90センチのくいで、赤色で着色したくいの厚みを変更しております。

4ページをごらんください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は2億5301万1600円となっております。

以上で、乙第26号議案の工事請負契約についての議決内容の一部変更についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 ちょっと基本的なことを教えてください。今度の変更ですけど、これは当初契約は何年の何月で、これは初めての變更なのか、その経緯を教えてくださいませんか。

○與那覇聰港湾課長 本工事の契約は平成30年7月9日で、請負金額が16億6752万円となっております。

○座喜味一幸委員 これは、平成31年までなのかな。大体の事業増額を含めたどれぐらいの見込みを持っておりますか。工期と最終の仕上がりは、今の変更の状況からいってどれぐらい見込むのか。

○與那覇聰港湾課長 工期は平成30年7月9日から平成31年12月31日までとなっております。

この工事では、ジャケット部の鋼管くいの打ち込みと、ジャケットの工場製作と、現場での据えつけ工事となります。

○座喜味一幸委員 この地質の状況からすると、見通しもほぼつくと思うんだけどもね。次のドルフィンの方の工事はどういう予定になっていきますか。

○與那覇聰港湾課長 ドルフィン部の、まず、1期目の工事はもう既に発注をしております、これが平成30年7月から工事が始まっております。

残り2基の部分につきましては、3月19日に契約を行っております。

○座喜味一幸委員 ドルフィン部の事業費、両方でわかりますか。

○與那覇聰港湾課長 最初に発注したドルフィンの1基につきましては、約2億2000万円となっております。残り2基の工事については、ちょっと手元に資料を持ち合わせなくて、後で答弁したいと思います。

○座喜味一幸委員 ちなみに、そのドルフィンの地質の部分で、今予想をされているのは、基礎杭としてはふえていく方向になるのですか。今の現状はどういうふうな分析がされていますか。

○與那覇聰港湾課長 ドルフィン部につきましてはこれから施工ということで、今後、変更は想定されます。

○座喜味一幸委員 こういう工事—特に基礎工事なんかにおいては、当初でボーリング調査とか貫入試験とか支持力調査をやるにしても、実際の施工となつちやうと、その現場に合わせて変更というのは当然出てくるというのは、我々土木を経験した人はわかりますよね。

この地質を見て大きな変更はないのかなと思うのですが、ジャケット部とドルフィン部含めて平成31年度内完了を目標にしていたのかなと思うのだけれども、その予定、工期について大丈夫なのか、見通しについてちょっと教えてください。

○與那覇聰港湾課長 現在、ジャケット部とドルフィン部の工事の施工を行っております。今の予定では平成31年度末の完成を予定しております。

○座喜味一幸委員 しっかりと早目に、予定どおり進めていただければと思うのですが。

もう一点、ちょっとソフトのほうなのかな。マイナス10.5メートルの水深が確保される予定ですが、クルーズ船等を含めて入る見込みとなったときに、何万トン級の船の計画なのか。それは後の文化観光スポーツ部等々の計画と連携がとれて、その入るべき船を見込んでの設計になっているのか。

○與那覇聰港湾課長 本部港につきましては、現在、官民連携による国際クルーズ拠点形成港湾ということで、ゲンティン香港社のほうと今連携を組んで事業に取り組んでいるところでして、その計画の中におきましては、22万トン級の大型クルーズ船の寄港に対応する岸壁の整備を行っております。

○座喜味一幸委員 厳密に22万トンというと、私の情報では、最低でもマイナス12要るんじゃないかと私は認識しているのですが、その辺の22万トンの見込みに対してマイナス10.5というものは妥当な水深なのか、その辺をちょっと教えてください。私の理解不足なのか。

○與那覇聰港湾課長 水深は、既存の20万トンクラスの船舶の諸元から求めておりまして、必要喫水の1.2倍の水深ということで、10.5メートルで設計をしております。

○座喜味一幸委員 せっかくやって、また水深が浅いなというような話がないようにしたいものだなと思っておりますが。

今後、工事の進め方で、ジャケット工法とかで余りサンゴ等の影響はないと思うんだけど、この工事における岩礁破砕、サンゴの採捕等々についてはどういう状況になっていますか。

○與那覇聰港湾課長 工事の着手前に、岩礁破砕手続のほうは既に済んでおります。

○座喜味一幸委員 結構ですが、どれぐらいの個体数があつて、それはどういう採捕の仕方になるのか。岩礁破砕等についてはどういう条件で許可を受けたのか。

○與那覇聰港湾課長 手元に岩礁破砕手続の書類がなくて、詳細はちょっとお答えできませんが、工事箇所においてサンゴは確認されていないということと認識しております。陸側のほうはダイビングスポットということで、そこにはサンゴは確認されております。

○座喜味一幸委員 間違いないですね。

もう一点、土木工事等々に関しては設計変更というのはつきものですよね。地質条件の変更、材質等の変更等々含めて現場合わせとかというのは出てくるんだけど、県はこういう本部町の港湾、総事業費約40億円ぐらいだけでも、そういう設計の変更については、予算を含めて大幅な工法の変更と事業費の変更を含めて、どういう形で許認可を受けて仕事を進めておられるのか、変更の要因と、許可手続の仕方を教えてください。

○與那覇聰港湾課長 工事の施工において変更が必要となった場合には、請負者のほうと発注者のほうが協議を行いまして、それで設計変更協議という形で、双方同意のもとに変更の手続きをとっております。

○座喜味一幸委員 予算のほうだから、国との関係です。

○與那覇聰港湾課長 今回の変更につきましては、既決予算の範囲で対応ということで、特にこれに関しての国との協議というのは行っておりません。

○座喜味一幸委員 要するに、これは最終的にやったら予算の増減等での変更があるのかもしれないし、今は予算の枠内というんだけれども、土木工事に対して、沖縄県でなされている土木工事等に関する変更のあり方というものが一僕は辺野古を意識して言っているんだけれども、こういう事業に関しては、沖縄県は極めて自分たちの内部では緩いんだけれども、殊に国の事業においてはなぜこんなにも厳しい制限をするのか。変更手続にしても物すごくきつい、部分的な行政の平等性というのが図られていない。

土木サイドから見ると、事業費を見込んだとしても、現場というものはがたがた、大なり小なりの変更というものがつきもの。ましてや、地質等に係るものに関しては、先行ボーリングなんてわずかしかないのだから、そういうもの等があるんだけれども、沖縄県が今言っている辺野古に関する変更のチェックの仕方が尋常ではないと私は思っているのですよ。今の岩礁破碎許可についても、本気で反対みたいなこと言い出したら切りがないのではないかと。この工事による影響圏、内陸部のサンゴの群体に対する影響はどうなんだとか言い出したら、これもう、大変大きいと思うんだ。そういう意味で、ぜひともこういう現場のありようというものを認識しながら、できれば平等にして効率的な仕事を進めていただきたいなという思いがあって一つ質疑をしましたがけれど、その辺に対して部長、どうですか。

○上原国定土木建築部長 辺野古の関連ではございませんが、我々としては、どうしても工事を進める上で変更というのはたびたび出てまいります。

ただ、こういった大きな工事の場合は県議会の承認を得て契約をしておりますし、契約金額が変更される場合にはしっかり議会のチェックをいただいて変更契約をするということで、我々は適正に行っているところでございます。

○座喜味一幸委員 最後になりますけれど、本部港のクルーズ船等の計画というのが結構あるんだけど、現場がちょっとおくれぎみではないのかなという感触を持っております。特に土木サイドとソフトサイドで、それからターミナル等については民間活用型になっており、その辺をトータルとしてどうお互いに連携しながら工事を進めているのか。また、今後はこういう連携をとりながら、おくれないようにより効率を上げていく、早目の機能を発揮していくというのが大事だと思っておりますが、その辺を含めてお願いします。

○與那覇聰港湾課長 ソフト面ということで、クルーズ船の寄港に伴う受け入れ体制の構築ということがあるかと思っておりますが、その件につきましては文化観光スポーツ部と連携しながら今検討を進めているところで、平成31年度におきましては、文化観光スポーツ部のほうで、北部地域の自治体などを中心とする県内受け入れ関係者をメンバーとする受入体制検討委員会の設置、開催を実施する予定と聞いております。その後、このメンバーを発展的に北部地域のクルーズ促進連絡協議会という形に移行をしていくということをしております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 追加工事であるわけですが、ドルフィン含めてその棧橋の全体の工期だけれど、完成は平成31年の末ですか、平成31年度末ですか。

○與那覇聰港湾課長 平成31年度末を今、目指しております。

○具志堅透委員 しっかり頑張っていたきたいのですが、そのクルーズ船の受け入れに係るハードに少し関連するのですが、民活の中でターミナル等々がありますね。その辺も含めて、全体としてどこまでを土木建築部の仕事として見ているのか。受け入れ体制というのはソフトの部分ではなくハードの部分の整備という意味で、受け入れ体制を全て土木建築部で所管しながら進捗も含めてやっているのか、その辺ちょっと確認させてください。

○與那覇聰港湾課長 官民連携によるクルーズ拠点形成ということで、県側は岸壁の整備を行いまして、船社側のほうは旅客ターミナル施設の整備ということで、ハード面での役割分担を行っております。

○具志堅透委員 いや、そこはわかります。その全体的な管理、民がやる部分の管理だとか完成年度とか。2020年にクルーズ船が入るということはもう決まっているわけですから、そこに間に合うのかちょっと心配をしているわけです。

○松島良成土木整備統括監 先ほど港湾課長から説明がありましたように、本部港については官民連携ということで、岸壁のほうは公の県のほうで、ターミナルのほうはゲンティン香港社のほうで整備すると。今後、官民連携の協定に基づいて、双方で協議を進めていながらターミナルの完成時期というのを今調整中でございます。それについては交渉の中で、いろいろと先方からの条件もあるし、また、地元の受け入れの状況等も踏まえた全体の覚書というふうな協定の内容になっていくものですから、その辺、今、平成31年度の末までに私たちは全力を尽くして先方との協議を進めております。土建部としてはその全体、ターミナルの完成まではかかわっていき、ソフト面については観光と連携をしていながら、地元の調整を進めていくという状況でございます。

○具志堅透委員 ハードの部分のターミナルまで含めて土建部が見ると。そこで民が入ってくるので、その協定に基づいていろいろ整理をしながらつくっていくということで、その協定について何か問題点は出ていますか。

○松島良成土木整備統括監 現在、大きな課題というのはやはりC I Qの設置に係る協議という点で、今、交渉は進めているところです。

○具志堅透委員 そのC I Qの設置整備ということに関して、新聞紙上でいうと年間100隻が見込めないと設置整備ができないと。ゲンティン社が88回航海ですので、12回足りないわけですね。その辺の部分の努力というか、それは県がやるのですか、国がやるのですか、それともゲンティン社がやるのですか。多分、協定の中でゲンティン社が気にしているのは、そのC I Qの設置整備ができない限り、なかなか入港は厳しいようにも聞いているので、そこをクリアするためにはどこが主体となって動けばいいのか、動いているのかという部分。

○松島良成土木整備統括監 この官民連携というのは、国際クルーズ交流拠点という形で、国のほうが指定をしたという観点になっていきますので、これは当然もう、ファーストポートというのは前提になっているという私は認識を持っております。実際にこのファーストポートについては厚労省のほうで指定を受

けている流れがありますので、これについては県のほうもそういったファーストポートの指定に向けた努力はするし、国交省、あと厚労省を含めて全体でこれを達成させるというふうに私は認識しております。

○具志堅透委員 その話し合いはもうテーブルについていますか。

○松島良成土木整備統括監 昨年10月に国交省、11月には厚労省と、あと、ゲンティン香港社のほうについても10月、先月2月にも私たちは交渉をしております。

○具志堅透委員 今のそのやりとりの中で感じるというか、88回であろうと国の進めている事業であって、そのC I Qの設置整備というのは可能だろうというふうな認識でいいのですか。それを、国と今、厚労省、国交省を交えて県と調整をしているというふうな認識でいいですか。

○松島良成土木整備統括監 先ほど具志堅委員からありました100隻というのは、あくまでも法律事項ではなくて、厚労省サイドが定めた基準であり、これについてはゲンティン香港社も了解をしております。私たちはなるべく100隻というふうなところに一生懸命、寄港を取りつけるということは、今現在でもずっと続けております。

あと、厚労省サイドと国交省サイドにつきまして、官民連携というそもそもの指定は国のほうでしていただいたので、その辺の対応についてはお願いをしているという状況でございます。

○具志堅透委員 大体そういうことであるんだろうと思います。県としても100隻に近づける、超えるような努力をしなくてはいけないとか。これは国の指定、また事業というか、推進するクルーズ船の寄港—いわゆるインバウンドの獲得といいますか、観光を伸ばすというふうな政策の一つですから、法律事項ではないので、国としてもしっかりと何とかという部分。その辺のしっかりとした話し合いを続けていきながら、感触はどうですか。

○松島良成土木整備統括監 私たちはもう平成31年度末、来年の3月に向けて、そのファーストポートの対応というのは、現状ではやっていけるのかなという感じはしております。

○具志堅透委員 やれないと困るのでしっかり頑張っていたいただきたいと思いますが、ゲンティン社と協定のことをクリアしながら、あるいはゲンティン社も、これはいけるなと思ったときに多分ターミナルの建築等々が始まって来るだろうと思うのですが、2020年に間に合わせるといって、箱物ですから多分、半年や1年かからずにできるだろうと思うんだけど、このターミナルの解決というか着手というか、その辺のところはどう見えていますか。

○松島良成土木整備統括監 先ほど、そもそもの最初の課題というのが、ファーストポートということから私たちはゲンティン香港社との調整を進めている。このファーストポートというものの、厚労省サイドへの申請を今月末めどに私たちは出すと。それについては、ゲンティン香港社にも伝えておりますので、これで協議が加速するのではないかと私は考えております。

○具志堅透委員 しっかり頑張ってください。

それに伴って、少し本部港全体に広げたいのですが、これまでのやりとりの中で、全体の整備計画というか、伊江航路も含めた計画を今調査していると僕は認識しているのですが、そこの兼ね合いの中で、その調査はいつまで、どういうふうな考えを持っているのか。クルーズ船が入り、そこに観光客がおりて、大型バスやタクシー、レンタカーが入ってきますということになったときに、動線というか、その辺のところでは全体的な構想を持っておかないと。さっきの伊江航路の調査との兼ね合いでどうですか。

○與那覇聰港湾課長 今、本部港におきましては、クルーズ船も寄港するというので、全体の機能再編を検討しておりまして、その中で委員おっしゃるように駐車場の問題、人流と物流の動線の計画、あと、伊江港行きの旅客施設の待合所の拡張の件とか、そういう全体の機能再編は平成31年度には取りまとめていきたいと考えております。

○具志堅透委員 平成31年度中ですか。

○與那覇聰港湾課長 今の目標は平成31年度中にはそれを取りまとめていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から、答弁の訂正と追加の申し出があり了承された。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

先ほど、座喜味一幸委員の質疑に対する答弁で、與那覇聰港湾課長から答弁の訂正と追加をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

與那覇聰港湾課長。

○與那覇聰港湾課長 まず1点目ですが、岸壁の水深の余裕の答弁の中で、1.2倍という答弁をしたのですが、正確には1.1倍の余裕水深を持っております。既存の22万トン級の船舶のスペックに対する1.1倍という余裕水深です。

次、ドルフィンの2基の部分の工事請負金額ですが、今、入札は済んでいるのですが、これから契約ということで、契約金額は約3億7000万円となっております。

あと1点訂正がありまして、ジャケット部の工期ですが、先ほど平成31年12月31日までと答弁したのですが、正確には12月28日の工期となっております。

以上、おわびして訂正いたします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第28号議案訴えの提起についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の8ページをごらんください。

乙第28号議案訴えの提起について御説明いたします。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

県営住宅の家賃を長期間にわたって滞納している入居者、または不法占有者で、督促等をして納入、または明け渡しに応じない者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、対象者は4件7人です。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○島袋登仁雄住宅課長 お手元に配付しております資料2の8で御説明いたします。

それでは、資料の1ページをごらんください。

1ページは、訴えの提起の概要についての説明です。

(1)に示すとおり、今回の長期滞納者等4件7名のうち、不法占有を行っている2件を除く2件の滞納総額は63万6300円であります。

(2)は、本議案の長期滞納者に係る法的措置の流れを図で示しております。最終催告後も支払いや分納計画書の提出がない入居者等については、契約解除を行っております。そして、最終的に③の長期滞納者に係る訴えの提起対象者として、滞納者2件を選定しております。

なお、米印2の注釈に示すとおり、2件中1件については、家賃支払いにより法的措置対象から外れ、現在入居継続となっております。

次に、資料の2ページをごらんください。

2ページは、提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についての説明です。

(1)から(3)までは、それぞれ滞納月別に区分した短期、中期、長期滞納者の対応状況となっており、(4)は、(1)から(3)までの対応によってもなお支払いの意思が見られない者に対して、やむを得ず行う法的措置の内容を示しております。

続いて、資料の3ページをごらんください。

3ページは、生活に困窮している入居者への配慮についての説明です。

専門相談窓口を設け、社会福祉制度の案内・相談を行うことや、入居者の世帯収入の状況に応じ収入再認定、県営住宅家賃の減額を行っております。その実施状況は、表に示すとおりであります。

以上で、乙第28号議案の訴えの提起についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第28号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第33号議案流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の9ページをごらんください。

乙第33号議案流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、流域下水道により利益を受ける関係市町村に対し、建設事業に要する費用の一部を負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更内容は、平成30年度の中城湾流域下水道全体計画及び中城湾南部流域下水道全体計画の見直しによる計画汚水量の変更に伴い、関係市町村の建設負担金の負担率を変更するものであります。

なお、負担率の変更については、関係する7市町村から同意を得ております。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○金城光祐下水道課長 お手元に配付しております資料2の9について御説明いたします。

まず、1ページ目をごらんください。

流域下水道事業の計画図となっております。

県が管理する流域下水道は、本島中南部西海岸地域の10市町村を対象とする中部流域下水道の那覇処理区、伊佐浜処理区と、あと本島中南部東海岸地域の3市村を対象とする中城湾流域下水道、具志川処理区、また、同じく南部の4市町村を対象とする中城湾南部流域下水道、西原処理区がございまして、3流域4処理区となっております。

次に、2ページ目をごらんください。

下の図で御説明いたします。

流域下水道の建設に要する経費については、県と関係市町村の協定により、処理区ごとの総事業費から国庫補助金を除いた額について、県と関係市町村が2分の1をそれぞれ負担することとしております。

また、各市町村の負担額については、全体計画汚水量の比率に基づき負担率

を乗じることにより算定することとなっております。

次に、3ページ目をごらんください。

流域下水道の建設事業執行に伴う負担金に係る負担率の見直し案となっております。

1が中城湾流域下水道（具志川処理区）、2が中城湾南部流域下水道（西原処理区）に係る負担率の変更について示した表となっております。

中城湾流域下水道については、沖縄市の計画人口の増に伴う水道の増があるものの、うるま市の計画区域の減少等により計画区域全体としては、計画汚水量が減少する見込みとなっております。

中城湾南部流域下水道につきましては、南城市大里地区の編入による計画区域の拡大等に伴い、計画汚水量が増加する見込みとなっております。

本議案では、現行計画欄の負担率を見直し計画欄の負担率に変更することとしております。

なお、議決を得た負担率については、平成31年4月1日より適用することとしております。

以上で、乙第33号議案の流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第33号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 中城湾南部流域の件ですが、南城市プラス3624立米と。これは大里の部分があるということは聞いておりますけれども、この平成47年度を対象に、それまでにこの分がふえるという想定なのですね。

○金城光祐下水道課長 下水道の全体計画というのは、約15年から20年ぐらい先を見越した計画としておりまして、今回の中城湾南部流域の大里地区について、平成47年までということではございません。

平成47年までの間に、今から計画を立てていく中で、場合によってはそれより後になるかもしれませんが、それより前で終わるかもしれないということで、今、その辺について詳細を南城市のほうで検討しているところでございます。

○座波一委員 平成47年というのが余りにもちょっと長過ぎるのですけれども、この計算する中において、かなり大里地域が変動する可能性があるなど思っているのですよ。その場合、この負担率というのは何年単位で見直していくのですか。

○金城光祐下水道課長 この全体計画の見直しにつきましては、基本的にこういった区域の変更とか、大幅な人口見込みの変動が生じた場合、また、あと開発等により新たな地域を下水道で取り組む必要が出た場合に、こういった全体計画の見直しを実施していくこととしており、今までおおむね3年から10年に一度ぐらいのペースで、実績として見直しを行ってきております。

○座波一委員 西原、与那原もM I C Eの問題があり、それが進展すれば大幅な変動が出てくる可能性があるわけですね。ですから、全体のこの計画汚水量というのは常に、今言った3年から10年と、ちょっと余りに幅がありますけれども、もう少し短い期間でやるような見直しをしていったほうがいいのではないかなということですが、そういう考え方を持っていませんか。

○金城光祐下水道課長 下水道のこの計画の考え方としまして、全体計画が20年くらい先を見越して、あと、実施する段階で、5年ピッチで事業計画というのを立てまして、それを実施していくこととしております。

その事業計画の中で、実際にこの全体計画が現状と乖離していることが確認できた段階で全体計画を見直すこととしており、ある一定期間を定めて全体計画を見直すということは、今考えておりません。

○座波一委員 実績を見てということですね、わかりました。

それと、南部流域の下水処理量や処理能力は、今100%に対してどれぐらいですか。

○金城光祐下水道課長 中城湾南部流域の西原処理区につきましては、処理場の能力は3万5600立米が最終的な目標でございますが、現在整備済みは1万1900立米、1日当たりの処理能力が1万1900立米となっております。

○座波一委員 大分余裕があるのですけれど。今後、与那原も南城市も含めてですが、合併によりこの全体がとりあえずは対象区域になったのですよね。けれど、実態は流域に編入するところは大里の一部まで、あるいは佐敷となっているのですよ。それだけの容量があるのだったら、この大里、佐敷以外にもっと広げて流域への編入はできるのかなと。

○金城光祐下水道課長 この広げる範囲につきまして、現在実施している一例例えば南城市の流域関連公共下水道のエリアなのかどうかという判断が難しく、ある程度の市街化が進んだからこの部分までは区域として広げよう、と認められるということです。もともと市街化していて、かなりかけ離れている地域を編入しようというときには、また考え方が別になりまして、そういったときには、都道府県構想一御存じだと思いますが、沖縄汚水再生美ら水プランとかの中で見直していかないと、こういった編入はできないかと考えています。

○座波一委員 これだけ容量がまだ余裕があるのであれば一済みません、先ほどからちょっと個別具体的に南城市の話ばかりしてはいますけれど、南城市の中核部、まちづくりの中核点があるのですが、そこが、今、入っていないものだから、例えば佐敷、大里以外の玉城の一部が、割と人口集中する可能性があります。だから、従来の流域の範囲内だから入れたということではなくて、佐敷以外にも大里の一部を入れたわけだから、今後またあの地域、玉城の将来集中地域については十分検討に値するのではないかなと思っていますけれど、どうですか。

○金城光祐下水道課長 先ほど全体計画時点の1日当たり3万5600立米、現在1万1900立米と申しあげましたのは、この全体計画の中で、今計画に入っているところで、計画年度にはこれだけの水量に達するということでもあります。この差の部分が余裕ということではございませんので、新たに取り組むとなると、そのように計算をし直して、個別具体的にまた検討をしていくということになります。

○座波一委員 今、余りわからなかったんだけど、そういう容量が余っているという意味ではないのですね、さっきの説明では。

○金城光祐下水道課長 容量が余っているということではございません。まだ

未普及地域がございまして、その辺をどんどん広げて、管渠を延ばして行って、あと、接続率の問題もあって、どんどん接続が上がっていけば水量がふえてきて計画どおりの水量になるということでございます。

○座波一委員 今の説明でわかりました。

ですけれど、やはりまちづくりという点では、もう合併してしまったから、実際一つの町ですよ。その中において、中核地点になるというところにおいては、十分これは検討しないといけないことになってくるでしょうと。合併前の従来の市町村の区域なんて今ないわけだから、一つの南城市のくくりの中で、そういう将来構想的な部分においては検討するというのを、ぜひ考えていただきたいと思います。

○金城光祐下水道課長 下水道自体が都市施設でございますので、そういった都市環境の改善、水質環境の改善といった意味で、そのとき、そのときの状況に合わせて検討していくことになります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第33号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時20分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の請願第1号及び陳情平成28年第76号外29件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

めくっていただきまして、目次をごらんください。

土木建築部所管の請願は新規1件、陳情は継続が27件、新規が3件、請願・陳情合わせて31件となっております。

初めに、新規の請願につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の1ページをごらんください。

請願第1号磁気探査業務における管理技術者の資格要件の見直し等に関する請願につきまして、記の1、技術士は、技術士法に基づき、機械、建設などの技術部門で、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、指導等の業務を行う者であります。

磁気探査は、工事を進めるに当たって、不発弾等による事故の未然防止を図るため実施するものであり、土木建築部発注工事においては、土木構造物の構造等に精通した建設に係る技術を専門とする建設部門の技術士において、磁気探査業務の管理・マネジメントを行う必要があると考えております。

農林水産部等で発注される工事においても、業務に必要な資格を適切に設定するものと考えております。

記の2、土木建築部では、平成21年度の糸満市の不発弾事故を受け、磁気探査の品質確保による工事の安全確保のため、平成28年度に技術者の資格要件の改定を行っております。

地質調査技士や測量士（補）は専門資格であり、磁気探査業務を総合的に管理・マネジメントする資格としては磁気探査技士等がふさわしいと判断し、削除することとしております。

記の3、磁気探査技士試験は、平成24年度から行われており、平成28年度時点の合格者数は192名で、資格取得状況がある程度整ったことなどから、平成28年度に管理技術者の資格要件を改定したものであります。

磁気探査技士試験の受験資格において、最短で4年以上の実務経験を要するとされており、今回、経過措置を2年延長することで、平成28年度の管理技術者資格要件改定時点から約5年間確保されることとなり、磁気探査技士資格の取得が進むものと考えております。

次に、継続審議となっております陳情につきまして、処理概要の変更が5件、6カ所ございますので、御説明いたします。

変更箇所につきましては、下線で示しており、変更箇所を読み上げて御説明いたします。

17ページをごらんください。

陳情平成29年第92号の3、伊是名村長からの伊是名村振興発展に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

18ページをごらんください。

記の3、「枯損木撤去後の再植樹については、伊是名村との調整を踏まえ、植樹を完了しております。また、樹木による縁石ブロックの倒壊や路面の損傷については、損傷の状況が軽微であったことから、伊是名村と調整の結果、今後、継続して状況観察を行い、必要に応じて対応していくこととしております。」に全文を変更しております。

続きまして、19ページをごらんください。

陳情平成29年第94号の4、南部離島町村長議長連絡協議会からの南部離島町村における平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、2カ所の変更部分を御説明いたします。

1カ所目の変更について、20ページをごらんください。

記の6、「現在、南大東村では南大東漁港南大東地区の整備が進められ、北大東村では南大東漁港北大東地区が完成供用されております。亀池港の小型船だまりの整備については、両地区の利用状況を踏まえ検討していきたいと考えております。」に全文を変更しております。

2カ所目は、記の7、「北大東村では南大東漁港北大東地区が完成供用された状況を踏まえ、北地区の小型船だまりのさらなる整備については、その必要性について検討していきたいと考えております。」に全文を変更しております。

続きまして、33ページをごらんください。

陳情平成30年第44号の4、沖縄県離島振興協議会からの平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

36ページをごらんください。

記の18、2段落目部分を、「県では、河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画を策定したことから、事業に着手したところであります。」に変更しております。

続きまして、47ページをごらんください。

陳情平成30年第130号、渡嘉敷村長からの渡嘉敷港港湾内のしゅんせつに関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

後半部分を、「今般、島外へ搬出することで、村との調整が調ったことから、

平成31年度に工事着手する予定であります。」に変更しております。

続きまして、48ページをごらんください。

陳情平成30年第133号与那原マリーナにおける指定管理者の処分及び指定に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

最後の部分を、「当委員会の意見を踏まえて判断したところであります。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情3件について御説明いたします。

49ページをごらんください。

陳情第11号県道11号線拡張に関する陳情について御説明いたします。

記の1及び2、豊見城中央線の高安工区については、主要渋滞箇所である豊見城交差点から計画的に用地・補償交渉を行っているところであります。当該箇所については、建物所有者と補償時期等について協議を進め対応していきたいと考えております。

50ページをごらんください。

陳情第29号、沖縄から基地をなくし世界の平和を求める市民連絡会からの沖縄県内での海砂採取の総量規制を求める陳情について、御説明いたします。

記の1、沖縄県において、海砂利は、建設用骨材などとして必要不可欠なものであります。総量規制の必要性については、県内における将来の建設用骨材の安定供給と関係機関等の意向も踏まえ、慎重に検討していきたいと考えております。

記の2、海砂利の採取については、沖縄県海砂利採取要綱で、採取区域が海岸線及び公共の施設等から1キロメートル以上離れ、かつ水深15メートル以上の区域であること、採取面積が30万平方メートル以内であること等を認可基準として定め、採取による環境への影響に配慮しております。県としては、今後、海砂利の採取による環境への影響の有無に関する情報の収集に努め、条例の制定については、その必要性を含めて検討していきたいと考えております。

51ページをごらんください。

陳情第30号、沖縄環境ネットワークからの沖縄県内での海砂採取の総量規制を求める陳情について御説明いたします。

陳情第29号と同じとなります。

以上、土木建築部の所管に係る請願、陳情案件につきまして、説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 陳情の29号、30号について。

この海砂の採取ですね、陳情が出ているのですが、総量規制ということですが、現在どれぐらいの海砂が採取されているのか。

○永山正海岸防災課長 平成29年度の実績で233万立米の採取量があります。

○玉城武光委員 陳情の処理のほうで、採取による環境への影響に配慮をしているということですが、環境に対する影響はどういうのがあるのですか。

○永山正海岸防災課長 海砂利の採取に伴って、まず産業面で言えば漁獲量の変化ですとか、周辺海域、海浜の変動ですとか、あと海底生物の生息状況ですとか、そういったことが考えられるかなと思っております。

○玉城武光委員 漁業とかそういうところにも影響が出てくるということで、瀬戸内海では、採取が禁止されているというのがある。今、心配しているのは、この233万立米が採取されていて、これ以上は総量として抑えるということを検討してほしいという陳情ですよね。そういう面ではどうですか。

○永山正海岸防災課長 海砂利というのが無尽蔵にあるものではない、非常に有限な資源であるという認識を持っております。

海砂利の採取に関して、資源の保全でありますとか、環境の保全との調和が必要だと考えております。四国あたりでは、採取禁止ということが実態としてありますけれども、その禁止に至るまでの間に、いろいろ環境保全上の問題であるとか、あと、この海砂利というのが建設産業にも大きくかかわっている有用な資材となっているものですから、この辺のバランスが非常に重要なかと考えております。

○玉城武光委員 私は、建築資材の骨材としては、それは幾らかの採取は認めるという立場でいるんだけど、233万立米の、これ以上沖縄県では総量として採取がふえないわけでしょう。だから、その限度を超えたら、ある程度総量を落として規制を加える、改正する必要性はあると思います。皆さんの処理の方向は、そういう検討をしていくという立場で頑張ってもらいたい。

○永山正海岸防災課長 この海砂の採取量に絡んで、需要というのが各年度で違っておりましたし、那覇空港でも用いられていますし、これまでの海浜公園の養浜でも使われていますし、あといろいろな埋立事業でも使われた経緯がございます。そのときに、平成11年度が一番、最大の需要がありまして、そのときには478万立米ほどの海砂が採取をされております。この辺の採取量の規制については、年度ごとにその辺の変動があるものですから、幾らまでをめぐりして採取を規制するかについては、いろいろな方面からの議論が必要かなと考えております。

○玉城武光委員 議論は必要ですよ。議論は必要であって、これからふえるという見通しもあるというのも検討すると。これまで最大で478万立米でしょう。これまでの最高を超えてやるというのは、予想としてはなかなかできないわけでしょう、これ以上ふえると。だから、今、心配されているのは、辺野古の埋め立てに沖縄の砂が使われるのではないかとということを総量として検討して、そういう規制を定めるべきではないか、そういう立場で検討をする必要があるのではないですか。

○永山正海岸防災課長 海砂利の採取量、平成11年度からのデータを見ますと、平均で177万立米という数字が出てきます。

これを指標として規制するかということもあるのですが、やはり建設用骨材で用いられたりしている状況もあるものですから、この辺は調査の仕方を工夫して、需要として先を見通してどれくらいの受給量が必要なのかというのは、これから検討する必要があると考えております。

○玉城武光委員 沖縄の近海の砂が辺野古の埋め立てに使われかねないという心配があるものだから。実際、いろいろ指標が出されているのは、沖縄県の年間の3年分か5年分ぐらいの総量を埋め立て用に使おうと、要は砂くいとやっで使おうとということを、いろいろ言っていますからね。だからそういうことを見て総量を定めるべきだと思うのですが、どうでしょう。

○永山正海岸防災課長 辺野古の軟弱地盤の関係で砂が大量に使われるという話は新聞等で存じております。

その辺の採取量を指標にするというのも、実際、辺野古で650万立米という数字がありますけれども、これが実際、砂が使われるのかどうかというのもちょっとわからない状況がありますので、この辺は先を見通した予測といえますか、詳細な検討が必要かなと考えております。

○玉城武光委員 とにかく、今までの量の砂をふやして採取すれば、いろいろな環境の面でも影響が出るというのは予想されるわけですから、そこはよく検討してやらないと、沖縄の海の資源が損なわれる可能性というのも十分あるわけですから、どういう総量がふさわしいのか、そこに総量を定めるべきではないかというのも検討していただきたいと思います。検討をしますね。

○永山正海岸防災課長 総量を規制するという話があり、瀬戸内海で全面禁止ということに今なっている状況があるのですけれども、瀬戸内海の総量規制に関しては、瀬戸内海環境保全特別措置法という特措法が設けられていて、この法律に従って総量規制がなされているという状況もありまして、総量規制に関しては環境面でありますとか、そういった操業の需給面でありますとか、いろいろな観点から考え、法律を制定した上で総量規制をするということが必要ではないかなと考えています。

○玉城武光委員 法律をつくらないと総量は規制できないということですか。

○永山正海岸防災課長 先ほど瀬戸内海の事例を持ち出しまして、特別措置法の制定が必要というふうに言ったのですけれども、この法律というのは、採取を全面的に禁止するというときに設けられた法律で、総量を規制するという法律にはなっていないくて。ちょっと話を戻しますけれども、やはり総量規制というのは、ちょっと各分野で一環境面でありますとか、商業面でありますとか、こういった関係者が将来の需給、需要を見越して検討をする必要があると考えています。

○玉城武光委員 今の要綱では、申請すれば許可せざるを得ないということでしょう。そうですね。だから、申請さえすれば総量は制限ないわけですから、そこに制限を加えないと、今心配されているようなことが起こります。だから、

そこはよく検討して、県としてやる必要はあると思うのですが。部長、そういうところで……。

○上原国定土木建築部長 先ほど課長のほうが答弁しまして、平成11年に478万立米、平成29年は233万立米という採取量があったわけでごさいます、年度によってばらつきがあると。これは実際の採取量でごさいますが、その前段の認可量というのがございまして、平成11年は522万立米の認可に対して478万立米という採取量になっていると。

総量規制をやることによって、やり方の問題もありますし、その産業に与える影響等がありますので、その辺、需要の動向も判断した上で、その必要性も含めて検討していく必要があるかなと。認可をしたところが優先的にとる場所が決まってしまって、総量規制をすると、後から申請があったところは、もう認可を受け付けないということにするのか、そういうことを考えると、本当に必要であっても認可が得られないという場合が想定もされますので、どういった取捨選択をすることができるのか、どういった認可を与えて、どういった採取を認めるかと。

今のところは、審査項目として、他人への危害ですとか、公共施設への影響等、あとは産業への影響といったことがなければ、先ほど処理方針でも説明したとおりの、環境への影響に配慮しながら許可をするという形をとっておりますので、これが総量規制によってどういった影響が出るのか、条例制定をしながら総量を規制することが望ましいのか、その必要性を含めて検討していきたいということでございます。

○玉城武光委員 いずれにおいても、影響は大きいものが予想されるので、ぜひここを検討課題に入れて、そういう立場で頑張ってもらいたいと。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 基本的なことを教えてください。

1号の請願のほうの不発弾探査関係ですが、今回、改定をし、資格要件を変えなければならない、大きな課題、問題点、何を改善しようとしているのか、その辺を教えてください。

○小橋川透技術・建設業課長 先ほど処理概要のほうでも答えておりますけれ

ど、やはり、平成21年度の糸満市の不発弾事故を受けて、磁気探査の品質確保による工事の安全確保が重要であるといった観点から、技術者の資格向上が必要であるということで、磁気探査技士の資格制度が平成24年度からスタートしております。

県のほうでは、それを受けまして、平成28年度にこの磁気探査技士の資格を、磁気探査業務の管理技術者としての要件に加えております。

その際に、これまで管理技術者として認められておりました地質調査技士や測量士、あるいは士補については、やはり管理技術者としてはふさわしいとは言えないということで、そのかわり磁気探査技士を資格要件としているところでもあります。

○座喜味一幸委員 ちなみに、平成30年度でも平成29年度でもいいのですけれど、全体の不発弾探査の事業量に関して、ちゃんとした磁気探査技術資格を持った者が管理技術者となった実数、磁気探査技士の資格を持った人の受注量というのは、実態として把握されていますか。

○小橋川透技術・建設業課長 土木建築部として、その磁気探査技士が管理技術者として業務を実施しているという事実は把握しておりませんが、資格につきましては順調に取得が進んでおまして、平成28年度では約150名ほどが受験して取得しているという実態もありますので、適切に有資格者において業務を実施しているものと考えております。

また、それ以外につきましては、まだ磁気探査技士を保有していない業者であっても、技術士とか、RCCMにおいて実務経験を持っているといった資格者がいるところは受注することができますので、そういった業者も受注はしていると思っております。

○座喜味一幸委員 これは、農林水産部、知事公室、土木建築部含めて、この不発弾探査事業そのものは、これをもって沖縄県の基準としていくという理解になるのですか。

○小橋川透技術・建設業課長 今、土木建築部で制定している磁気探査技士の資格要件につきましては、あくまで土木建築部の磁気探査業務に適用をすることで決めてあるものですから、他の部も全てこれに従いなさいということではありませんで、土木建築部の要件を準用している部署においては、それを準用しているという状況だと理解しております。

それから、農林水産部につきましては、独自の要領を制定していると聞いておりますので、各部局、それぞれ適した要件でもって業務を発注していると考えております。

○座喜味一幸委員 不発弾探査業務、結構な予算を持っているんだけど、この沖縄県測量建設コンサルタツ協会、それから沖縄県磁気探査協会とか、それぞれの団体もある程度調査が入って、各部間の考え方はそれぞれにお任せしますとかというあり方は好ましくない。ましてや知事公室というのは、本当にいろいろな多様な、農林地域から、土木地域から、民間住宅等々まで抱えている。そういう中で、土木が先行して、横の連携もなくて、極端に言うと、磁気探査技術資格を持った者しか仕事はできないよという方向に向かう。それが現実的にちょっと生煮えというか、受注する民間の人も困るし、県の横の連携がとれていないというのが大変問題があると思うのですが、部長、その辺はちょっと問題ではありませんか。

○上原国定土木建築部長 この磁気探査の業務の管理技術者の資格要件をどう定めるかというものは、各部局ごとによって事業の内容も異なりますので、土木建築部は技術士の中でも建設部門の資格を管理技術者とすることをよしとしているのですが、農林水産部の事業はまた農業部門の技術士を入れるというような形で、知事公室は知事公室で、それなりの考えでもってこの資格要件を定めているわけでございます。

平成28年に今の資格要件を定めるに当たっても、今回2年間の延期はいたしますけれども、平成28年度に定める場合に、平成21年にあった糸満市の事故を受けて、沖縄総合事務局と一緒に磁気探査の資格試験の検討に取り組み、工事の安全性を確保するためにはどうしてもこういった厳密な安全確保のための資格制度も必要ですし、資格要件も必要だということで、沖縄総合事務局の開発建設部と協議しながら、今の制度を定めているわけでございまして、沖縄総合事務局では、もう既に緩和している部分の地質調査技士ですとか測量士補については排除がされており、そういう状況で厳密に安全管理に向けて取り組みがなされていると。

今回、議会での質問もありまして、そのまま平成31年度の頭で削除をやるつもりではあったのですが、こういった請願もあったものですから、各圏域ごとの資格者の数を確認した上でさらに2年間延期したほうが望ましいだろうということで、今回あと2年間延ばした上で、さらに資格取得に向けて周知徹底を図っていくということで今考えているところでございます。

○座喜味一幸委員 2年間延長というのが非常に大事だなと思っていて、平成31年から平成33年まで延ばすという理解でいいですね。

○上原国定土木建築部長 そのとおりでございます。

○座喜味一幸委員 ちなみに、磁気探査技士という資格は、何をもってどういう団体が認める資格でございますか。例えば法律に基づくものなのか、どういうことでこの磁気探査技士という試験、資格ができたのか。

○小橋川透技術・建設業課長 磁気探査技士の資格試験につきましては、磁気探査業務の専門的な業者であります沖縄県の磁気探査協会のほうで、まず資格試験を立ち上げて、有資格者による管理技術者を育てていきたいと思いますということでスタートしまして、これにつきましては、磁気探査制度の資格検討委員会というものを沖縄総合事務局や沖縄県、関連する業界団体等も一緒に加わって、こういった内容について、県民の生命、財産等を守る重要な業務である磁気探査の資格を、厳正に制度をつくっていきたいと思いますということで平成24年度に立ち上げた制度で、その中でいろいろ試験の内容とか、そういったものを決めているということでございます。

○座喜味一幸委員 これは、法律事項とか、何とか調査土木工事等、何とか共通仕様書の中の云々みたいなもので明記された資格では私はまだないのではないかと思うんだけど。いや、技術を基準化していく、技術の統一的な管理をしていくという部分において資格制度はいいんだけど、逆に言うと、この資格を取るといふことがある意味、何か一部の人たちで拘束されたりというようなことにつながってはならないのではないかという思いがあって、どれぐらいの重み、法律上、技術基準上の根拠を持って、今言う技術試験が成り立っているのかと。

地域の事情によって、那覇ではすごい動きがあるんだけど、実態としてがんがん不発弾探査やっている、宮古島もいっぱいやっているんだけど、地質屋も測量屋も測量所も、総ぐるみで、もう経験年数が長いのでいっぱいあって、結構ベテランです。彼らは資格を取っている人もいるだろうけれども、そういう地域の事情というものもあるだろうし、これを余りにもぎちぎちに拘束されていて、この不発弾探査事業が、一部の事業者に偏っていくとか、あるいは、仕事がこなせていないとかというようなことになってはいけない。

だからこの協会が、どういう学者を集めて、どういう試験をつくってやっていくのかみたいなもので、ちょっと逆に心配になってくる。この辺の根拠法令というか、根拠となるべき技術基準というのか一昔あった調査業務の中の不発弾等探査業みたいな、国が定めた業種があるんだけど、そういうものをベースにして、沖縄でオリジナルにして、しっかりと詰めていくみたいなものだったら何となくわかるんだけど、よくその辺が不透明でわからないのですが。

○小橋川透技術・建設業課長 今、座喜味委員がおっしゃるように、法律等で定められた事項に基づく制度ではなくて、あくまで民間資格という位置づけで資格はあるわけですが、ただ、やはり磁気探査業務の安全性を確保するという重要性から、各関係機関が立ち上がって資格制度を設定しているということで、広く理解を得られていると考えております。

それで、沖縄総合事務局のほうでも、沖縄独自の磁気探査業務の実施要領というのを定めておきまして、それに基づくような制度というふうになっていると理解しております。

それから、沖縄県のほうでも実施要領は策定しておきまして、業務を進めるに当たっては、実施要領に従ってやっていく必要があるという考えで業務発注しておりますけれど、やはり磁気探査技士制度も、それは当然そういった技術力を持った技術者によって適切に管理されて業務が進んでいくと、遂行されていくものと考えております。

それから、委員会とか、受験資格とか一部の人間に偏っていないかという御指摘ですが、それにつきましては、この制度を所管している磁気探査協会においては、試験資格の制度の内容について広くホームページ等、それから、いろいろなマスコミ等で公表されておきまして、その内容は、全て一般県民でも確認できるようにはなっておりますので、一部の業界の方だけが内容をわかって受験者も偏るといったようなことはないものと考えております。

○座喜味一幸委員 一応、各地域の事情や状況の把握と、それから各コンサルタントだとか、そういう人たちの意向もある程度収集しながら、ちょっと制御をしていかないといけない課題が私の耳に入っているので、その辺はぜひともお願いしたいと思います。

もう一点、下地島空港、きのう部長も出席されて、盛会な下地島空港のオープニングがありました。これからは残地の活用の部分が大変重要かと思いますが、現在の進捗状況、平成31年度はこの残地利活用の、今ほぼ決まったであろ

う5つの事業の基本合意に向けた条件、いつまでにどういうことをして、具体的な着工を含めていくのかなという話を聞かせてください。

○金城利幸空港課長 下地島空港及び周辺用地の利活用につきましては、平成30年3月にリゾート関連、航空機関連、あと人材育成関連の事業を、利活用候補事業としまして5事業ございますが、それにつきまして基本合意に向けた条件協議を開始しております。

現在、各提案者が作成しました事業計画等をもとに詳細な事業内容や事業場所、事業スケジュール等について協議を行っているところでございます。

○座喜味一幸委員 これからの予定まで教えてください。

○金城利幸空港課長 各提案者と事業の条件等を詰めながら協議に取り組んでいるところであります。県としましても、可能な限り早期に条件の整った提案者から基本合意締結を行いたいと思っておりますが、現時点の段階ではまだお答えできません。

○座喜味一幸委員 大変期待しておりますから、どんどんと前に進めていただきたいなと思っておりますが、ちょっと話は小さいのですが、開港のお祝いに行ったときに、旧郡部ごとに地域振興会というのがあって、その幹部の人から要望あったのですけれども、伊良部島のほうで。今、3月二十何日かから閉鎖といったような看板がもう立っています。通行どめとかあるのですが、やはり観光客も物すごく多い、通り池もずっと人がつながるぐらい人が動いていたというような状況を見ますと、伊良部島の地域と相談も全くなくて閉鎖と書いてあるけれどこれは何なの、みたいな話がありました。この辺については、いろいろ案はあると思っておりますので、大型バスはアウト、あるいは乗用車ならオーケーなのか。あるいは片側通行だったらどうだというような、もう少しきめ細やかな対応をしていただかないと、両方でシャットアウトされると本当に観光客はストレスになってしまうと思います。

部長、その辺については、もう一度きめ細やかに地域との話し合いをしながら。片側通行だったらいいと思いますよ。大型バスが航空の運航に邪魔になるんだったら、ちょっと大型バスは遠慮してもいいと思うんだけど、対面通行の場合が大変、僕らも少しこれは困るなと思ったんだけど、その辺の観光客のニーズに配慮したあり方というものを、ぜひ検討いただきたいのですけれど。

○金城利幸空港課長 下地島空港の17側管理用通路につきましては、一般に利用する道路ではなく、これまで開放してきておりますが、伊良部大橋の開通以降、レンタカーや大型バスが頻繁に当該場所で事故や、あと場周柵の損壊、こういったものが発生しており、空港の管理上や保安上の問題がありまして、そのようなことから今回、新ターミナルの開業、国際線やLCC等の定期便の就航もあり、保安体制に万全を期すことから通行どめにしております。

委員おっしゃる一方通行や大型車両のみの制限、こういったものも一応検討しましたが、まず、一つの要因としまして、進入表面の制限の抵触との関係もございませう。大型バス等もちろんです、乗用車につきましてもそういったこともあることから、車両につきましては制限したいということで考えてございます。

ただし、そういった一般、徒歩による乗り入れにつきましては、今後とも利用いただこうということで考えてございます。

○座喜味一幸委員 少し不満だな、答弁が。

○上原国定土木建築部長 課長から今説明があったとおりですが、私も土曜日に、最後だなと思ってしっかり通行させていただきました。

観光客の方も多くいらっしゃるのも確認しましたので、どうかしないといかんかと私も考えたところでございますが、何分先ほども言いましたけれども、空域をしっかりと確保して運航させるためには、どうしても車両の通行どめはやらなければならないと。御存じだと思うのですが、フェンスがかなり低くなっている部分がありまして、その部分についてはどうしても、バスだけではなくて一般車両でも通行させるわけにはいかないという状況でございます。これまでは訓練飛行場ということで、めったに飛行機は飛ばない状況でございましたので黙認していたのですが、今後、定期便が飛ぶ中でこういったことは許されるものではないということで、気持ちをしっかり持って規制をするところですが、確かに観光客が多くおります。ターミナル側からは徒歩でもかなり距離がありますが、ただ、通り池側からですと歩いても数分で行ける距離ではございましたので、そこらあたりに駐車場を整備したり、また、無料の自転車とかでもいいのではないかという話、ある方からの提案もありました。そういった柔軟な対応もやりながら、観光地としての利活用もできるように、やはり何らかの考えはしないといけないのかなと思っておりますので、今後の検討課題ということで対応したいと思っております。

○座喜味一幸委員 やや前向きの答弁ですけれども、定期便になったり、タッチ・アンド・ゴーとかというのは時間が明確に示されますから、そういうときぐらいにはちゃんとガードマンがいて、この時間帯はだめとか、いろいろな方法があると思います。

それ以上の宮古島の観光の発信として、とてもではないがベストなポジションになっているわけよ、もう。だからその辺をぜひ、弾力かついい効果が出るように検討願います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 先ほどもありました陳情第29号、海砂についてですけれど、建築用資材として沖縄県はその部分しかないということも理解はできます。

ただ、海に囲まれた県だということで、その心配というのは大変大きなものがこれから出てくるのかなということを考えているわけです。先ほどありました全面禁止をしている県が7つでしたか、5つでしたか、7県。制限をしているところが5県ということで、そういう意味では海に囲まれた県については、やはり環境の問題、いろいろな問題を危惧してそういう対応をしているかと思えます。沖縄県の場合は、それを考えると、これからもずっと制限なくそのまま採取をしていくと、とても無防備なことになっているのではないかというふうに危惧をするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○永山正海岸防災課長 先ほど四国瀬戸内海域の全面禁止は幾つあるかということですが、5県です。訂正させていただきます。

海砂利採取に関して、砂利採取法という法律がございまして、その目的の中に、砂利採取に伴う災害の防止、あと、砂利採取業の健全な発達というのが目的としてございます。その目的のほかに認可基準というものもございまして、認可基準の中では、採取によって他人に危害を及ぼすとか、あと、公共の用に供する施設を損傷するとか、また、他の産業の利益を損ねるとか、また、公共の福祉に反すると認めるときは認可をしてはならないという基準も設けられています。さらに、砂利採取要綱というものもありまして、要綱の中では、具体的に採取の要件が決められておりまして、その採取区域については海岸線から1キロメートル以上離れていること、水深については15メートルより深いところで採取をすること、採取の期間については1年を限定とすること、採取をす

る深さについては2メートル以内とすること、部分的な深掘りはしないこと、面積については30万平方メートル以内とすること、という条件をつけております。さらに、そういったところで採取をする際には漁業組合の同意を得ることとか、また、採取業者も1業者に限定することと、あともう一つ、採取した砂の供給先は県内に限定することといういろいろな基準、条件をつけて認可をしております。

そういった条件をつけている中で、現在のところ海砂利採取に関して、全県的な海洋環境の悪化でありますとか、あと、海砂の枯渇などの問題で、漁業者なり、砂利採取業者から苦情とか、そういった報告もないという状況がありまして、現時点で総量規制するのはまだ早いかなと考えております。

○山内末子委員 2013年にも本委員会に採取についての陳情が出ているのですよね。その中で、これも環境の専門家のほうから出ているのですけれど、やはり採取することによる地形の変化によって、汚濁水の変化であったり、いろいろな環境的な問題が出てくるというようなことを指摘されているのですけれど、沖縄県ではそういった指摘についての対応なりがこれまでもあったのかどうか。今、課長のほうからは、余り問題はないというような答弁はあったのですが、実際にはそういった細かい専門的な指摘は出ているかと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○永山正海岸防災課長 過去に、海砂利採取によって海域が汚濁したということで議会の中でも取り扱われていまして、それを受けて沖縄県が調査をした経緯がございます。その調査の中で出てきた結論としまして、そのときには実際、採掘をした場所の海域の深浅測量をしたり、音波探査で掘り取られた砂の量を調査したり、あと、底質調査でありますとか、水深地層の調査をしたことがございます。その中で、渡嘉敷沖で、水質について特に影響が出たというような結果は出ていませんで、採取量についても全体量の2.6%程度の砂の採取量があったということは確認していて、特に環境上影響が出たというような報告にはなっておりません。

○山内末子委員 今は平均的にもそんなに多くないですけど、でも年々やはり採取量というのはふえていますよね。最近の5カ年で、年間の採取量—もちろん大きな工事があるときによっては違うと思うのですが、その工事を省いても、年間の採取量ということをちょっと教えてください。

○永山正海岸防災課長 平成11年からの採取量ということで数字をつかんでいきますけれども、年間の平均的な採取量は、先ほども説明したように177万9000立米でございます。

最近の傾向としましては、平成25年以降、微増傾向にあって、ことし平成29年からちょっとふえる傾向があるということが採取量から確認できます。

○山内末子委員 今ありましたように、今沖縄県は建築ラッシュということで、これからも平均的にふえていくという予想ができると思います。その辺はどうですか。

○永山正海岸防災課長 平成28年、平成29年と採取量がふえていますけれども、その要因としては、やはり那覇空港で相当な海砂が用いられたという経緯がございます。那覇空港が今終盤にかかって、ほぼ終了しているという状況があって、平成29年、平成30年度以降は減ってくるという予想はしております。

○山内末子委員 そこで心配するのがやはり辺野古の問題ですけれども、そこで必要な量というのが700万立米とか650万立米とかということになりますと、今の年間平均の3倍ぐらいの量が必要だということになりますよね。

そういうことを考えたときに、やはり今のままで、沖縄県の海の安全ですか環境とか、そういうことが守られるのかどうか。それがとても心配ですけれども、その辺についての対策、対応についてはどのような考えを持っていますでしょうか。

○永山正海岸防災課長 これから砂利採取を継続していくという中で、辺野古もありますけれども、この辺の環境の影響についてはしっかりと情報収集をしていって、規制をする必要があるのか、ないのか等については検討していきたいと思っております。

○山内末子委員 やはり、これはとても大事だと思っておりますので、見た目よりもやはり、水深に入っていくと環境的な変化があるということは専門家も指摘をしているわけですから、これからますます辺野古の—それも先の問題であってどういうふうになるかもわからないですけど、でもそういう意味では沖縄県が沖縄県の海を守る、環境を守るという観点からも、そこはしっかりと対応策を講じていくべきということで、こういった陳情とかも出てきているんだと思っております。

そういうことについても、これはもう部長のほうでお答えいただきたいと思いますが、すぐに辺野古がどうこうではなくても、やはりそこはしっかりとした対応は必要ですし、今言う環境的な検証も十分やっていくべきだと思いますので、その辺についての対応策について見解をお聞かせください。

○上原国定土木建築部長 処理概要にも書いていますが、海砂利というのは建設用骨材として必要だということでございますので、将来の供給量、必要量について関係機関との調整を踏まえて検討する必要もあるだろうと。また、環境に対する影響についてもしっかりと情報収集に努めながら、必要な対応をとっていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 新規の請願になるのかな、磁気探査管理技術者の資格要件の見直しに関する要請です。

先ほどの議論を聞いていて、1番目は何となく理解できました。彼らが提案している2番、測量士及び地質調査技士も資格要件として入れるというか、外さないで、再考することとしているのですが、そこは何か、外すということに問題があるのですか。

その前に、なぜ今回見直しをすることに至ったのですか。これまで何か問題ありましたか。

○小橋川透技術・建設業課長 先ほどもお答えしましたが、やはり磁気探査業務というのは、糸満市の事故もありましたように、県民の生命、財産に深く関連する重要な業務であるということで、技術者の資質が、技術力が確認されなければならないということで、この資格制度があります。

それで、平成24年度からこの制度を用いて技術者を育成しているわけですが、沖縄総合事務局のほうでは平成28年度からこれを明確に要件化して、磁気探査技士の資格を所有しているか、あるいは所有していなくても磁気探査の実務経験のある技術士やRCCMなど、総合的に業務を管理マネジメントできる技術者を管理技術者としての要件として定めています。

県はその時点において、同様にやるべきではあるのですが、その時点において、指名が可能な業者数というものを調べてみますと、やはり80%程度まで落ち込むと。特に、北部や八重山においては、その業者数の減少が大きいと

いったような問題もありまして、平成28年度から3カ年間経過措置期間というのを設けまして、その間は従来認めてきた地質調査士や測量士も認めていきますと。ただ、3年経過後の平成31年度からは、ちゃんとそれまでに磁気探査技士の資格を取っていただいて、その資格を持った技術者でもって業務を進めてくださいと周知してやってきております。

そういったことから、業務の重要性を考えるとやはり磁気探査技士の資格を持った技術者による業務の管理が必要であるということで決定をしております。

○具志堅透委員 詳しく次の質疑まで全て答えていただいたのですが、何か問題があったのかな。平成21年にああいった事故があって、その後何か問題が出たのか。将来的には、そういう磁気探査専門の知識を持った技士が行うということがいいだろうとは思いますが、この間、特段大きな、今のような要件で何か問題があったのであれば、すぐ変えましょうというような話にもなるだろうと。

今、説明があったとおり、都市部ではそういった技術者もいると思うんだけど、やはり地域、地方に行くとなかなかその養成が難しいだろうという思いがあって、2点目、3点目合同で僕も質疑するんだけど、養成といってもまた彼らとしては10年以上かかるだとか、高卒ではね。大卒では6年以上かかる。皆さんとちょっと食い違っていますよね、養成に関しても。土木施工管理技士を持っていない場合には6年、10年かかるというふうになっている。そうすると、養成が間に合わず自然とその事業、工事がとれなくなると閉鎖せざるを得なくなるわけよね。ですから、今の話であるんだけど、その間を測量士、調査士をその要件に加えて、猶予期間をもう少し延長するとか、そこの検討はできないのですか。

今までに測量士等々が受けていて、何か問題があれば別ですよ。技術的に劣るだとか、経験値がどうだとか、何か問題があれば別ですが。将来的には、おっしゃるような方向に行くだろうと思うんだけど。

○小橋川透技術・建設業課長 これまで認めてきた地質調査士や測量士について、何か問題があったかという御指摘ですけれど、確かに糸満の事故以来大きな事故は発生していないとは思っておりますけれど、ただ、その後も、近年においても見落とし—業務を実施したにもかかわらず、不発弾の見落としが—あって、その後、工事をする際に掘ってみたら発見されているという事例も多々あるのですよ。ちょっと間違えればもう大事故につながるといった事例が、よく

あるとは言いませんけれど、そういうことも発生しているということで、やはり事故を未然に防ぐためにも、業務の品質の確保が重要であるということから、この資格制度ができたということを理解していただきたいと。

それからもう一つ、もっと延長できないのか—この請願では6カ年間を認めてくれというお話ですけれど、やはり今でも3カ年の猶予期間をさらにあと2年延長して5カ年になるということで、資格取得が進めば、発注できる業者数も確保できるといった観点から、そういう技術者の資格を取る期間にも配慮して県は延期をしていると。ですから、その配慮は、やはり以前から磁気探査業務の実務経験があった方を対象にした配慮だろうと。今後、新しくその実務経験を積もうという方は、確かに6年とか10年とか長い期間を要する方もいると思いますけれど、やはり我々として配慮すべきなのは、以前から業務に携わっていた人たちが受験するまでの間は、それはちょっと延期しましょうということで、こういった措置をとっているということを理解していただきたいということです。

○具志堅透委員 配慮をすることはいいことです。それは当然そのような形で、ならしながら、できるだけという。

ただ、その場合の皆さんの判断は、発注して受注する側が100%という、ぜひその地域性も見ていただきたいのですよ。今、ヤンバル、宮古島や先島もそうだろうと思いますが、地元で、例えば北部土木事務所で発注する工事は、これも資格ということで地元の業者が取れないです。そこを皆さん一気にやってしまうと、都市部の企業だけがその資格者を有して、地方の企業というのはやはり力が弱いものですから、多少の予算もかかるのですね、財力も含めて、会社の規模も含めて。そうすると全部都市部に集中していきます。今現在そうなっています。設計等々を含めてもです。年1回、僕も一緒に要請に行くんですけど、発注されているけど資格がねとか、JV組ませてでも何かやればいいのか、分離、分割してでもやればいいのかというような要請をするんですけど、現在もそういう状況になっているのに、皆さんがそれで資格者ということになると—その方向に行くのはわかりますよ、当然行くべきだと思う。だから、もう少しその要件を緩和して、地域性、例えば南部で何社、中部で何社、那覇で、先島で何社ぐらいが資格者を養成できた時点で移行していきますとか、そういうふうな形にならないと、これは地域格差が生じますよ。

どうですか、部長。今、地域格差。今、南北格差ということが盛んに言われて、言いたくないけれど、病院問題もそうだけれど。

○上原国定土木建築部長 先ほども課長が答弁しましたがけれども、宮古島は結構そうでもないのですが、確かに北部と八重山は、平成28年度の資格要件を、地質調査技士と測量士を省いた状態でどういう業者数になるかというのを今回しっかり統計をとっていると、北部が24社から14社に減る、宮古島は16社が15社、八重山は17社が11社に減るといような状態であります。あとは中南部も若干減りますけれども、数が多いですからそれほど問題はないだろうと思っ
ていまして、今回トータルで216社ある会社が、資格要件を認めないと168社に減ると、そういった減少傾向になるわけでごさいます、その辺を考慮して、今回我々も経過措置を2年間延長した上で、状況を見ながらまた考えたいという判断をしたわけでごさいます。

ただ、この資格試験はしっかり取り組めば取れる資格だというふうに我々も考えておりますので、何社までふえない限りは認めないということは、なかなか、やはり企業間の競争でごさいますので、資格を持った業者、技術者をしっかり雇用した上で競争していくということに取り組みながら、企業間の競争に取り組んでいただいて、円滑に磁気探査業務が遂行できる状態、あと、安全に工事が進められる状態は確保していかなければならないと考えていますので、まず2年間の経過措置を実施した上で、またさらに判断が必要かなと考えています。

○具志堅透委員 部長、ありがとうございます。

2年間まずやってみて、そこでやはり僕は地域バランスというのは必要だと思えますよ。当然企業は、企業の競争力というのは必要である。これは否定するものではない。ただ、やはり会社の規模が小さいところというのは、何名もいろいろな資格者を養成してというわけにはいかない部分もあるので、そこはやはり多少の配慮が必要ではないのかなということで、今、2年経過措置をして、その後のまた状況を見ながら検討をするということでもありますので、この辺でとめておきます。

次に、新規の49ページですね。

県道11号線拡張に関する陳情ですが、これちょっと問題、深刻だなと思って
いるのは、経年劣化が著しく耐震性に重大な問題が生じている現在、それで退去を求めても、なかなかされない。ここには県道の拡幅、拡張工事が想定されているのでというような話になるのですが、処理概要を見ても、所有者と地域等々で協議を進め対応していきたいと考えているということですが、その要請にあるものを考慮した上で協議を進めるということの理解でいいですか。

○玉城佳卓道路街路課長 昨年の6月ごろ陳情者の座安さんが、初めて南部土木事務所に来られて実情のお話がありました。

我々もそういう状況を聞けば、やはり早目の対応をしたいところではございますが、豊見城中央線につきましては、主要渋滞交差点である豊見城交差点のほうから計画的に補償交渉をやっていきますという御説明をして、また今回も陳情を出された後、本人のほうに会って同じ説明をして、今、実はかなり予算が厳しい状況で、買い取り要求がかなり多い地域でございまして、そこを差しおいて座安さんのほうをやるという、優先順位的に、位置的にちょっとまだ遠いところということもございまして、すぐに対応できないのですが、予算が早く確保できれば、早目に対応していきたいという御説明はしているというところでございます。

○具志堅透委員 いや、それはわかるんだけど、経年劣化で耐震性に重大な問題があると言っているのですよ。皆さん、この建物見えていますか。

○玉城佳卓道路街路課長 座安さんのほうから報告書等をいただいて、内容等は私も写真で見えておりますし、担当は現場にも行ってはいます。

ただ、座安さんの依頼でもう既に出て行かれた方もいらっしゃる。そういう中で、まだ出て行かれない方もいるということで、これはちょっと座安さんと賃貸者のほうでもう少しお話されて、早く出て行かれる方向でいる方もいる。我々もそれを早く補償をやりたいではあるのですが、既にずっと待っていただいている方々がいらっしゃるものですから、優先順位的には、豊見城交差点のほうからというのがございますので、急になぜそこが先になるんだというのがなかなか厳しいところもございます。

そういうのもあって、予算が早く確保できればという言い方しかちょっとできないのですが、何とか調整しながら進めていきたいと思っています。

○具志堅透委員 ここでもまた予算の話が出てはくるのですが、ただ、僕がさっきから言っているように耐震性云々が言われているので、確認したかというのはそういうところ。皆さんが大丈夫だというような判断をして、後回しにしてもいいという判断で今やっているという。ほかの優先順位が早いから、先に待っている人もいるからというふうに聞こえるのですが、大丈夫なのか。

○玉城佳卓道路街路課長 報告書を見ると、大丈夫だとは我々のほうでも言えない状況はございます。

座安さんのほうが、みずから調査をして、危険だということで賃貸者のほうには退去してくれというお話をされているということです。我々は補償ができるという段階で建物の調査も行うのですが、現段階でいつ補償もできるかがわからない中では、そこへ建物調査をやるということは、ちょっとまだできない状況であると。

○具志堅透委員 そうであれば、その訴え、陳情があるわけだから、皆さんはそれは本当に大丈夫なのかなという確認をすべきではないの。皆さんが金かけてやらなくても、その家主さんがやった書類をもらったりですね。これ、本当に危なければ、万が一の事があればどうなるの。大丈夫ですか。

一義的には多分、家主と賃貸者の話になるんだろうと思うんだけど、家主は要請、陳情までやっているわけよね。こういう現状があるから、少し優先順位をかえてでもできないか。それが厳しければ、住民にしっかり説明してくれないかというふうな要請なんだよね、これ。

○玉城佳卓道路街路課長 賃貸者へ行くとなると、我々も補償をいつやるよとかいう細かい説明をしなくてはいけないことがございます。今、現状ではすぐにどうこうできるということが、なかなか今現時点で厳しいものですから。

建物がかなり危ない状況というのは、報告書等も入手しまして見てはいるのですが、とりあえずやはりこの中に入られている方が危険ということを確認していただいて、出て行かれたらなというのが、ちょっともうこれ以上は申し上げにくいのですが、我々の状況でございます。

○具志堅透委員 これは僕もこれ以上は言いにくいのですが、もうここまでオープンになった段階では、やはり相手も相手、賃貸者もあるだろうと思う。これはもう、よしあしは僕は何とも言えない、評価できないのですが、ただ危険であるということであれば、そこまでオープンに県に要請まで、土木環境委員会で出ています。出ているということは、何らかのやはり対処を考えていただきたいなと思います。これでとめておきます。

次に、先ほどの下地島空港ですが、部長のさっきの答弁でいいんだろうと思うのですが、片側通行で、セグウェイや電気自動車等々を入れて、通り池の駐車場の管理や整備等々までを指定管理させれば、十分いけるだろうと。通り池も調査したら、アクセサリー売っている人がボランティアで掃除していますなんて言っていたけれど、あれは市のもの、県のものなのかよくわからないんだけど、そこまで一体管理をさせれば、民間の活用を十分入れながら、安全

管理も含めて可能ではないかなと思ったのですが、どんなですか。その辺の検討をしていただきたいということでとめておきますが、部長どうぞ。

○上原国定土木建築部長 先ほどからの繰り返しになりますが、車両を通行させるのは、なかなか安全管理の面からも難しいと。

ただし、歩行者が入ってそこまで来られるのは、一応我々としては、観光地としては排除する必要はないだろうというふうに考えていますので、それ以外どういう簡単な方法で一セグウェイという話がありましたけど、私は自転車でもいいのかなとは思いますが。自転車も、高い自転車だとちょっと問題があるかもしれません。ただ、そういった観光地としてふさわしい活用の仕方もあるだろうと思っていますので、今後対応したいと思っています。

○具志堅透委員 ぜひしっかり検討していただきたい。というのは、部長も回ったということですがけれども、僕も回りました。SNS発信に非常に最高の場所で、あれだけの観光客が集まってくるので、それを使わない手はないだろうと思っていますので、しっかり検討していただきたいと思っています。

次、33ページの2、名護を拠点とする自転車道路ですが、処理概要を見ると、意見交換、他部局、民間団体と連携し等とあります。情報の共有を行っておりますということですが、どの程度の情報を持ってどういう進展があるのか、どういう考え方を持っているのかというのをちょっと聞かせてほしい。

○多和田真忠道路管理課長 現在、市町村、国、民間団体、他部局も含めて、自転車利用環境創出に向けた会議を設置して意見交換を行っているところです。その中で、実際この自転車活用に関する先進的な事例であるとか、あるいは県でのいろいろな課題、地域からのニーズ、あるいは国の動きや、それを整備するための制度であるとか、当然民間の意見も踏まえて情報交換をしているところでございます。それについては各ブロックごとに分かれて意見交換を行う会議や、あるいは全体で集まって行う会議を実施しているところです。

また、その中で、ネットワーク計画というものを各市町村のほうで策定して、それをベースにまた県も国も一緒になって、走行空間の整備に向けて取り組むというふうな形になるのですけれども、この市町村等によるネットワーク計画策定に関する支援といえますか、そういうふうな情報を提供して、今、それぞれ自転車利用推進に向けて少しずつ進み始めているという状況でございます。

○具志堅透委員 県としては、その意見交換の中で、分科会に分かれながら、

多角的に検討しているということですが、その中で調査をしていくということは、前向きなのだろうと思います。

今、具体的にいろいろなことを検討している最中であると思うのですが、これは、北部、名護市を拠点にというふうな陳情、要請であって、その処理概要、回答になっているのだけれど、県全体としての自転車道の整備としてイメージを持っているのか、それとも先行して北部からやっっていこうと思っているのか、その辺も含めて聞かせてください。

○多和田真忠道路管理課長 今、北部地域においては、やんばるサイクリングロードということで、広域的な取り組みをしているところをございまして、その中で、もともと北部の市町村会のほうで、やんばるサイクリングロードという策定をしております。それを活用して、北部圏域でのサイクルツーリズムに関する協議会というのを立ち上げて、その中で、今、先行して取り組んでいるところです。先進的な取り組みを踏まえて、またほかのところにもそれが活用できるような形で各市町村集めて情報交換しているのですけれど、そういうふうな情報も発信してさらに広めていければなと考えているところです。

○具志堅透委員 この検討というのはいつごろまでになりますか。

○多和田真忠道路管理課長 今、いつまでやるかという検討委員会自体のスケジュールは決めておりませんが、一応県として、今、県版の自転車活用推進計画というのを準備しておりますので、それについては平成32年度に策定する計画で取り組んでいるところです。

○具志堅透委員 しっかり年度を切って、いつまでという目標を持ってやっていただきたいなというふうに思います。

僕も一般質問でさせてもらったのですが、ヤンバルではこれについて、いろいろな角度から取り組みをしていますので、ぜひ早目の整備ができるように頑張ってください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 8ページの県営宮古広域公園についてです。

先日、宮古島のほうに行ったときに、この公園の予定地域も視察をしてきま

した。話も聞かせてもらって、具体的に話は進行しているということで、非常にいい状況だなとは思っております。

この公園は県営でありますから、唯一県営がなかった地域として非常に有意義な公園にしてほしいなという感じがしましたので質疑をしますけれども、まず、この地域で既に事業を展開しているリゾート会社が非常に積極的に事業展開を考えておりますので、また、この地域の地権者としても協力関係の中でその事業が組み立てられていくのかなと想定をしているのですね。いろいろな民活という観点から、そういう活用の考え方がまず一つ。そしてまた、何年までに着工するというような、現時点における予定ですね、そういうのをもう一度確認させてください。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 宮古公園の予定区域の中に民間の事業者が農園を営んでいるというのは承知しておりまして、県としましては、この農園をうまく生かしていく方法はないかということで、今検討を進めているところでございます。また、現在、環境影響評価の手続と、都市計画決定に向けた手続を進めておりまして、平成32年度に事業着手したいという方向で進めているところでございます。

○座波一委員 民活と連携する動きはないの。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 宮古土木事務所を中心に、どのような方法で公園の施設に民間を活用できるのかということを含めて検討を進めているところでございまして、その中で方向性を見出していきたいと考えております。

○座波一委員 既にあるホテル、あるいはすばらしい浜や観光農園、材料がもう非常にそろっているのですよ。その域内における県立公園の整備というのは非常に可能性があるわけですので、ぜひ民活という観点からの連携、活用は大切ではないかなと。後々の管理運営まで考えていったら、もう県営公園がないからここにつくるという単純なものではなくて、継続可能な、宮古島の人たちから非常に拠点となるようなつくりをやるべきではないかなと思っています。

その点から考えると、核に何を持ってくるかということですよ。例えば地域防災の重点地区にする、いわゆる観光防災強化事業とかありますよね。今、国が新年度で予算化した10億円でしたかね。ああいった事業で対応できるものもあるのではないですか。

要するに観光客に対する防災、避難という点で、防災機能を持った公園にしたいという考えも書かれていますよね。そういった観光客の防災という点でも、こういった公園は考えられるのかなという構想は持っていませんか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 広域的な防災という観点は今、宮古島市が関係機関とそのあり方について検討を進めているというふうに聞いております。まだそういう結論というのは、我々のほうは聞いていませんので、現時点では前浜地区で整備を進めていくということを考えております。

また、この公園区域の中で一部高い施設もつくって、一時的避難できるような施設も整備していこうということで今検討を進めているところでございます。

○座波一委員 まさにそういう側面からも考えていくということが大切だろうということでそういう話をしていますけれども、これだけの広大な公園をつくるわけですので、やはり民間の車とか車両が集まりやすい一向こうも車社会ですからね、防災あるいは災害時のそういったものとか、駐車場も本当に存分に作るべきだと思います。

あわせて、地域の公共交通も抱き合わせて再編するような拠点づくりにもなるのではないかとというぐらいの大胆な発想を持った、宮古島の新たな広域公園をつくってもいいのではないかなと、これは一つのアイデアですけれど、そう感じました。

ですから、単純に公園をつくれればいいということではなくて、そういう将来の宮古圏域にどう寄与していくかを考えてもらいたいなということです。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 現在、宮古土木事務所におきまして、宮古島市と連携しまして、宮古広域公園整備推進会議というのを立ち上げておりまして、去る2月にはその幹事会も開催しております。

県の機関と宮古島市の関係機関が一堂に会して意見交換を行って、宮古公園の今後の整備の進め方とか、整備のあり方、活用のあり方を検討していくという会議を設立したところで、今その中でいろいろな活用について、また、周りの整備も含めて検討がなされていくと考えております。

○座波一委員 ざっと宮古地域を施設も含めて、公園も見て回ったのですけれど、やはり全く活用されていないところとか結構あるのですよ。だから、一回この辺で核をつくって整備していくような発想が必要な時期に入ったのではない

いかなという感じがして、そういう提言をしておきます。

続きまして、14ページの仲間交差点の改良を求める陳情ですが、これは南城市の大里仲間ですけれど、これについてはその後の進展はないですか。

○玉城佳卓道路街路課長 やはり、主要渋滞交差点への位置づけがされていないものですから、その後何も行っていない状況です。

○座波一委員 たしかこの話は、南部東道路の計画が進展したのだから、こういう県道の改良はもう少し待ってくれというのがあったのですよ。だけど、この南部東道路がまた大分おくれてしまって、そのうちにまた県道77号線、糸満与那原線がかなり交通量がふえた。だからあの地域のまちづくりにおいては非常にこの交差点がネックですよ。だから、課長の言われる主要交差点に入らないというのはわかるけれども、別の視点、産業の停滞を解消する意味では主要交差点ですよ。そういう見方を変えた、こういった主要交差点というものを改良していくという発想も必要ではないかなと思います。トリップ調査だけではわからない点があると思うのですがね。

○玉城佳卓道路街路課長 委員おっしゃるとおり仲間交差点が非常に混雑しているというのは現場も見て認識はしているのですが、沖縄県内でかなり多くの渋滞交差点がございまして、やはり客観的指標で順序よく、まずは主要渋滞交差点の解消ということ而努力を怠らないのかなと考えています。

それに対してこちらの場合は、南部東道路の3工区まで早急につなげば経路の分散ということもありますので、まずは我々としては南部東道路の3工区を急ぎやっていきたいと考えているところでございます。

○座波一委員 また、次回もやりましょう。

続きまして、35ページの徳仁港についてですね。大型フェリー化に対応するための整備はどういう状況ですか。

○與那覇聰港湾課長 徳仁港につきましては、昨年8月に港湾課と南部土木事務所、フェリーの船長も立ち会いのもとに、現地確認を行っております。

その中で、航路の先端付近の新設要望箇所に岩があるということは確認し、12月に深淺測量等調査も行っております、その転石の除去を平成31年度実施する予定としております。

○座波一委員 転石の除去というのは何ですか。

○與那覇聰港湾課長 転石を撤去する工事です。石ですね。

○座波一委員 それを検討中。

○與那覇聰港湾課長 その転石の位置とか、その状況の調査は12月に終わっておりますので、平成31年度にその撤去、除去をする工事を考えております。

○座波一委員 それから言うと、平成32年以降には設計やるのですか。

○與那覇聰港湾課長 今の予定では平成31年度に実施する予定としておりますので、その工事が終わりますと適切な水深が確保できると考えております。

○座波一委員 わかりました。

最後に、37ページの都市計画区域内における畜舎の解釈などについてですね。

ちょっと私もこの問題は初めてですけれども、これやはり法律でペットホテルが畜舎扱いされているということですか。

○與那嶺善一建築指導課長 建築基準法の中では畜舎の定義の中で、こういった動物という定義はございません。

○座波一委員 処理概要の中で38ページのほうに書かれていますけれど、地区計画に関する条例における畜舎などの用途制限は、建築基準法において市町村が定めることとなっております。そういう法的な定義はないのですね。

○與那嶺善一建築指導課長 ペットとか動物の定義はございませんけれども、ペットを含めた動物などを飼育する施設、収容する施設がある場合は、畜舎という形で定義しております。

○座波一委員 であれば、県の考え方がやはり優先されてくると思うのですが、今、ペットに対する考え方が非常に進んできていますので、そういうペットホテルというのは必要な建物だろうなと思いますけれども、そういうものへの対応としては、県の考え方を条例等で整理していくべきではないかなと思うのですが、どうですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 各市町村が地区計画を定めるのですが、その中で畜舎を制限する場合、ペットホテルとかが畜舎に含まれるか含まれないかについて明確に示すよう、県としては各市町村の都市計画部局にはお伝えをしているところでございます。

○座波一委員 県としては、それをまだ畜舎に該当するというような指導はしていないのですね。

○與那嶺善一建築指導課長 建築基準法では、ペットを含む畜舎の取り扱いは全国的に同様な取り扱いをしておりますので、建築基準法上の取り扱いとして沖縄県だけ特別な取り扱いということはできないという状況であります。

一方、地区計画条例は市町村が定めることができますので、市町村が地域特性に応じて、この地域ではペットホテル、そういったものができますよということで、条例の中では括弧書きで畜舎は含めますよとか、そういった形で地区計画条例の中で市町村が定めるということでありまして、県として統一的な見解を出すということではございません。

○座波一委員 そういうことでありましたら、やはりペットホテルの位置づけを畜舎というよりも、もう少し現状に合った定義づけをするように指導していくべきではないかと思うのですが。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 県としましては、先ほど申し上げたとおり、地区計画条例に畜舎を制限するというふうな制限を加える場合は、その条例の中でペットホテル等も制限するかしないかということを確認に示すよう、平成27年11月に市町村に対して文書でお願いをしているところでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 新規の請願、それから陳情を中心をお願いをいたします。
先ほど来出ている磁気探査の件ですけれども、県が発注するものの資格要件を統一していこうということではないのですか。

○小橋川透技術・建設業課長 今回の資格要件につきましては、土木建築部としての資格要件ですけれど、それぞれの部局によって磁気探査の業務の目的とか内容が異なってきますので、それで資格要件について今要望があるのは、土木建築部の業務でも農林部門の技術でも受注できるようにしてほしいという要望ですけれど、土木建築部としては、あくまで土木建築部の構造物の内容について理解している技術者といえ、建設部門の資格を持っている技術士とか、RCCMが一番ふさわしいと考えています。

やはり設計変更やそれから工程の変更があった場合に、発注者や工事の業者とも協議したり、そういった意見交換をやりながら業務を進めていくというような必要性も出てきますので、やはり内容を熟知しているのは建設部門の技術者でなければ適当ではないと考えておりますので、それぞれの部局で適切に設定していただいたほうが良いと考えております。

○仲村未央委員 それは先ほど聞いたのですが、要は今後も農林は農林、海は海、皆さんの土木は土木ということで、資格に関する要件は別々でないと、むしろ業務はふさわしくないですよということですか。

○小橋川透技術・建設業課長 別々でないととまでは言いませんけれど、やはり土木建築部としては建設部門の資格を持っている技術者、それが必要だと。

ただ、もちろん農林とか水産部門の資格を持っている方でも、建設部門も同時に持っている方であれば何の問題もないのですけれど、建設部門を持ってなくて農業部門だけ持っていて、やはり客観的に証明してもらうのが困難ということもありますので、業務に合った適切な資格要件が必要だろうと考えております。

○仲村未央委員 それで、今その需要に耐え得る資格、磁気探査の技士試験というのは、合格者が192名でというふうになっていますけれども、これは何名いけば基本的に需要は見通せるというふうに予測を持っているんでしょうか。

○小橋川透技術・建設業課長 何名いけば支障はないというようなことから延期していることではなくて、先ほどの答弁でありましたけれど、やはりその技術者を保有している業者数—その会社が県全体でこれまでの登録業者数が216社ありますけれど、それが資格要件で減ると168社になって22%の減になると。そうすると、やはり指名に影響が出てくるだろうということで、それで2年間延期するというので、それがやはり2年後に業者数がふえるということ

を期待して延期をしましたということです。

○仲村未央委員 その2年間で延期をしている見通しというのは、その216社から何社ぐらいになると見ていらっしゃるのか。22%減から2年延長すると、どれぐらいの会社が耐え得るのか。

○小橋川透技術・建設業課長 これは何名取得、ふえるというものは、推測するのは非常に難しいお話だと思うのですが、平成24年度からスタートしておりますけれども、これまでも毎年数十名の合格者が出てきております……。

○上原国定土木建築部長 業者数は、先ほど資格要件を変えると約2割ほど減りますと答弁しましたが、あと2年経過措置を延長することによって、どれだけふえるかということについては、答弁しづらいところでした。

ただ、平成30年度の試験のときに受験者数が218人、合格者数が74人ということで、合格率34%と。かなりの数が単年度でふえていくということがありますので、これを2年間延長すればそれなりの、単年度で74名ふえているわけですから、相当数ふえるだろうと。ただ、同じ会社の中で資格者がふえる場合もありますし、新たな人材が新たな会社で取得する場合がありますので、会社数としては今のところはまだ推計まではしていませんけれども、それなりの合格者が出ることによって改善されていくのは間違いないだろうというふうに考えているところでございます。

○仲村未央委員 いずれにしても2年間引っ張る中では、受注体制はとれるというようなのが見通しだというふうに理解をしてよろしいですか。

○小橋川透技術・建設業課長 この取得できる技術者数が増加することによって、全体の指名できる業者数もふえていくと考えております。

○仲村未央委員 先ほど質疑のやりとりの中で、この磁気探査技士というのは沖縄県の協会の資格とおっしゃったのですか。そこをちょっと聞き逃したので。

○小橋川透技術・建設業課長 そうです。沖縄県の磁気探査協会が認定する資格です。

○仲村未央委員 そうなると、この資格は沖縄県内だけで資格者として成り立

つということですか。ほかの県では、こういう需要も特段ないというか、まさに今の沖縄の背景がもたらしめている需要だということですか。

○小橋川透技術・建設業課長 他県がどういうふうにして資格要件を制定するかというまでは把握しておりませんが、恐らくそれぞれの地域でコンサルタント登録はされていると思いますので、そこにまた沖縄県のコンサルタントが登録されている事例は少ないのではないかと考えておまして、県としてはやはり県内の登録業者を対象に考えております。

○仲村未央委員 もちろん、沖縄の特殊な不発弾の背景というのが歴史的に現実的にあるので、そういう技術—非常に重要な、沖縄にとってはかけがえのない技術だとは思いますが、海外で同じように不発弾が埋まっているような、まだまだ開発が必要な地域とかにこの技術交流をしたり、あるいは輸出をしたり、そういった需要はありますか。

何か少しそういう話を聞いたようなことがあるので、国際的な貢献に資するような沖縄の技術なのか、そのあたりはどうですか。

○小橋川透技術・建設業課長 申しわけありませんけれど、そういった事実につきまして、把握はしておりません。

○上原国定土木建築部長 補足をします。

土木建築部、建設産業のグローバル化ということで事業は取り組んでいますけれども、この磁気探査を海外でというお話は今までにはなかったかと思いません。

ただ、すばらしい発想かなと思いますので、この辺また可能性があるかどうか研究してみたいと思います。

○仲村未央委員 何かちらりとその業界の方が何か海外でもそういう話があるとか何とかと聞いたような、でもそれは不確かなので、確認です。

それから、新規の陳情で海砂採取の総量規制を求める陳情が上がっています。50ページになりますけれども、これは先ほど全体量の実績が2.6%ほどだというような説明があったと思うのですが、そもそも沖縄のストック量—沖縄近海で採取できる海砂というのは、どれくらいの規模があるということですか。

○永山正海岸防災課長 沖縄県全体での賦存量というのは、確認されております。

せん。先ほど2.9%と申しましたのは、渡嘉敷沖で限定した形で採取量の確認をしておりまして、その減少量が2.9%ということでお話をしております。

○仲村未央委員 今の2.9%というのは、あくまで渡嘉敷沖の地域に限った採取の実績がその程度の減少量だったということで、沖縄全体で果たしてどれぐらいの海砂が採取可能なのかみたいなのは、つかむことのできないような情報ですか。それとも、確認しようと思えば想定できる、そういうものでしょうか。

○永山正海岸防災課長 賦存量調査、沖縄県全体でどれぐらいの砂、砂利があるかということで、実際、音波探査なりを海域全部を調査すればわかることではあるのですが、なかなか調査が大がかりになることでありますとか、そういった事情もありまして、県全体でどれぐらいの埋蔵量、対象量があるかというのはつかんでおりません。

○仲村未央委員 そうなると結局、結果オーライで、とれる分はとっているけれども、それがとり過ぎなのかとか、まだまだとれるのかというのは判断しようがないということ。

要は需要に合わせてどんどんとっているという実績があって、それは、ことはちょっと多過ぎたなとか、あるいはここはちょっととり過ぎたなみたいな、そういうそもそもの確認はできないということですか。

○永山正海岸防災課長 県全体としての砂の賦存量というのははっきりとした定量的な数字はつかんでいないのですが、我々年間約40件から50件の認可を行っておりますけれども、この1業者の申請時に砂を採取したいという海域の深浅測量をさせて、そのデータをつけさせております。

そのデータの中で要綱に記載された水深15メートル以深での採取になっているかとか、あと面積はどれくらいであるかとか、そういった砂利採取の採取適地としての判断をしております。

○仲村未央委員 採取する業者がそもそも海域のデータも付して、その調査を独自にやって、そのうちの全体の容量の今回とろうとする砂はどれぐらいの規模に当たるのだということも示して、皆さんは許可をしているということですか。

○永山正海岸防災課長 実際、どれぐらいの砂を採取したかということについて

て、事前にチェックをすることはしていませんけれども、採取後にその業者さんが採取をした量でありますとか、伝票とかというものを付けていて、その結果を県のほうに報告することになっております。それで集計をしまして、この1業者当たり何立米の採取をしたという確認はしております。

○仲村未央委員 つまり、そのとった実績はもちろん確認できるのでしょうか。

先ほどの渡嘉敷の例でいくと、そのとった量は全体の海域の2.9%相当でしたということをおっしゃいましたよね。今その申請の段階で海域のデータをあわせてその事業者が添付するなり、確認をすることを申請の段階でわかるということですか。つまり、どれくらいの場所からどれくらいを出したという、全体の確認ができるようになってはいるのですか。

○永山正海岸防災課長 申請をするときに、業者さんに面積でありますとか、採取量の計画書を出させております。

その計画の数字に対して認可ということで許可をするのですが、実際採取が終わった後に、実際の採取量というのも先ほど説明しました伝票の中で数量を確認しております。

それで、これがもし超過するような場合があれば—認可量より多くとる場合もあってですね。その超過分を財産売り払い量として追加徴収をするということもしております。

○仲村未央委員 その認可する量の判断というのは、どういうふうにしているのですか。そこからいくともうとり過ぎですとか、そこまでにしてくださいみたいな、この量の判断というものの、認可の皆さんの判断のそもそもの基準というのは何ですか。

○永山正海岸防災課長 済みません、先ほど認可量以上の採取をした場合という話をしましたけれども、原則、認可量の範囲内で採取を許可しております。訂正させていただきます。

○仲村未央委員 でも、今さっき言ったのが正直なことだと思うのですが、認可量を超えて採取をしたこともきっとあるんでしょう。

今そこが問題というよりは、その認可量を判断するとき、適切な量であるとかそういう判断の基準を何か持ってらっしゃるのですか。それとも、向こうが申請した量そのものは幾らでもよいのか。

○永山正海岸防災課長 認可する際に沖縄県の手砂利採取要綱がありまして、要綱の中で海岸線から1キロメートル以上離れていることとありますとか、あと水深は15メートル以深で採取すること。あと、掘削深度は2メートル以上掘らないことなどのいろいろな基準を設けております。また、面積についても30万平方メートル以内という縛りを設けています。

その縛りでもって、業者さんは計画書の中で採取計画数量を出すのですけれども、それに基づいて県のほうとしましては実際の採取量を確認しているという状況です。計画量以上はとらせないという管理をしております。

○仲村未央委員 今回の要件を満たすことができれば、それは、その海域に限っては一回限りなのか。それとも、そこの採取の作業が一通り済んだら、また出して、同じようにそこの砂をとっていいのですか。

○永山正海岸防災課長 申請は、1採取は1業者と、あと、期間も1年という区切りをつけています。

○仲村未央委員 1業者は同じところで1年に1回しかとれないと。

それで2年目、3年目というのは、毎年出せば毎年とれるのですか。全く同じ場所ですよ。つまり同じように今年もやった、来年もやったということで、何年でもというか、その砂がある限り、これは何年でも反復ができるような事業……。

○永山正海岸防災課長 1業者1海域と1事業場というふうな限定があるというふうに説明しましたがけれども、ある業者が、今年度採取した場所で来年度も採取を認めるということはしておりません。ある程度期間を置いています。

○仲村未央委員 それは事実上、1業者1海域1年限りということで運用されているということですが、今、実際県が許可している業者というのは、何業者、何海域あるのですか。

○永山正海岸防災課長 平成30年度において、5業者の申請があります。

許可したケースも50件ということになっております。

○仲村未央委員 5業者で50件の許可。

単年度が5業者で、全部で登録している業者は50業者あるという意味ですか。

○永山正海岸防災課長 砂利採取法に基づく、採取業者の登録というのは土建部が所管はしておりませんで、商工労働部のほうで所管をしているのですが、平成31年1月末現在で238業者、沖縄県内でおります。

○仲村未央委員 先ほど50件というのは、5業者が平成31年度やった件数ということですか。

○永山正海岸防災課長 そのとおりです。

○仲村未央委員 ということは、50カ所採取できる場所があるということですか。

○永山正海岸防災課長 そのとおりです。

○仲村未央委員 採取できる場所は今の50件も含めどれぐらい、沖縄近海の砂というのは何カ所でとれるのですか。

○永山正海岸防災課長 先ほど説明しましたけれども、要綱の中で、海岸線から1キロメートル離れた場所でありますとか、あと水深が15メートル以深と、あと、掘削深度が2メートルと、あと30万平方メートルという基準を満たす海域であれば、どこでも採取は可能ということになっております。

○仲村未央委員 何カ所あるかはわかりませんか。そういう基準を満たす海域がまさに何カ所あるかということは、わかりませんか。

○永山正海岸防災課長 平成29年度に採取した海域で説明をしますと、国頭村と東村の北東海域、今帰仁村、古宇利島の北東海域、名護市天仁屋沖の海域、あと、渡嘉敷村前島の海域、糸満沖の海域、伊是名村勢理客沖の海域、全部で7海域となっております。

○仲村未央委員 その海域は全て漁業権が設定されている場所でしょうか。

先ほど、漁協の同意というような話もありましたが、今、おっしゃるその海域、基本的に海砂を採取する場所というのは、全て漁業権の設定範囲内。

○永山正海岸防災課長 漁業権が設定されている海域もあるのですが、通常設定のない海域もあるということです。

○仲村未央委員 漁協の同意というのは、設定されていない海域は要らないのですか。

○永山正海岸防災課長 要綱の条件の中で、漁協の同意と関係市町村の同意は必須となっております。

○仲村未央委員 漁業権の設定とかかわらず関係市町村の同意は必要でしょう。

ただ、漁業権が設定されていない海域の場合、例えば隣接する漁協の同意とか、そういうことが条件なのか、漁業権が設定されていない場所では特に漁協の同意は要らないのか。

○永山正海岸防災課長 漁業権の設定のない海域についても、近隣の漁業権が設定されている区域があれば、その漁協の同意が要するということになります。

○仲村未央委員 隣接する漁協の同意。では、市町村や漁協の同意は基本的に得ているということで、先ほどもちらりとおっしゃっていましたが、今まで、海砂の採取に関して関係漁協、関係市町村も含め同意が得られなかった事例はないということでしたか。

○永山正海岸防災課長 これまでの実績から、漁協の同意が得られなかった海域というのはありません。

○仲村未央委員 それで、他県の事例で7県では年間の総量規制をしていると。それから、5県については海砂採取自体を全面禁止しているというような、既に報告が出ていますけれども、この件についてはどのような状況でそうなったとか、そういうことは皆さん御存じですか。全面禁止に至るというようなところも含めて、かなり、海砂について、非常に規制が高い地域が多いようですけれども、同じような海に隣接する、囲まれた、沖縄は海そのものですが、そのような中で、このような検討がどうなっているのかとか、ほかの県はどうしてこのような規制が厳しくなったのかとか、そこは研究なり情報収集をしたことがありますか。

○永山正海岸防災課長 現在、四国瀬戸内海域で砂利の採取の全面禁止。あと、九州周辺の海域で総量規制をやっているという状況がございまして、ちょっとネットで調べた範囲によりますと、漁獲量が減ったとか、そういった弊害があったということで全面禁止とか、そういった規制に踏み切った状況があったようです。

○仲村未央委員 まさにその漁獲量との兼ね合い、そして、もちろん海そのものですから、そこでの漁業に与える深刻な影響があればこそ、このような形で規制が強くなったというふうに思われるわけですね。

農林水産部は、特に岩礁破碎許可を持っているように、ほかの県にはない、沖縄の岩礁、沖縄のサンゴ、いわゆる他県ではないような岩盤があるために、これについては非常に厳しい許可の基準をとっていますよね。独自の規則の中に、岩礁破碎許可を打ち込んで、そのサンゴの海というのは、ほかのところよりもよっぽどもろいというようなことを認識して、向こうはずっと継続的に岩礁破碎許可を運用しているわけです。

今言うように、この海砂はまさに同じサンゴの海の中で砂が登場するわけで、その意味で、他県の、もちろん内海においては全面禁止になっているから物すごい影響があったと思います。全面禁止に至るまでの深刻な影響というのがあったらこそこうなったと思うのですが、同じように開かれた海であっても、九州各県はその規制を持っているわけですね。

そういう意味では、沖縄の海の特徴からいって、非常に砂のもろさ、岩盤の繊細さとかということについてはよっぽど、むしろここは検討を深めなければいけない課題だと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○永山正海岸防災課長 現在の採取量で海域の環境が悪化したでありますとか、砂利が枯渇したでありますとか、漁獲量が減ったというような影響というのは出ていないというのが現状でございます。

そういった、砂利の採取を継続することによって、そういった状況になりましたら、四国の事例でありますとか、九州でそういった規制、または全面禁止等の処置も行っている取り組み事例がありますので、そういった状況を継続して調査をしていく中で、そういった状況が見られたら他県の事例も参考に検討していきたいというふうに考えております。

○仲村未央委員 それで、先ほど5業者が50件年間で行っているということ

したが、1年にやれる限界というか、そういうのも大体そのあたりなのかなと思うのですが、これからの需要予測というのは皆さん持っていらっしゃるのか。先ほど来、7万7000本のくいを打つという、辺野古の大変な需要がくるのではないかということに危機感を持って、今県民も含めて見ているわけですね。そういう意味では、この後の砂の需要というのを、ここで賄われるだろうというような予測というのは、基本的には皆さんは試算なり、予測は立てているのですか。

○永山正海岸防災課長 辺野古の軟弱地盤でどれだけ海砂が使われるかというのは、まだ公表もされておられませんし、検討もできないような状況があります。

○仲村未央委員 確かに、はっきりとした工法や、いつまでかかるのかということが示されていない中なので、需要は立てづらいかもしれないけれども、大体の規模というのは非常に過去にない規模だということについては、物すごく明らかになっている状態もあるわけですね。

さっき、許可業者が238件あるということをおっしゃっていましたが、何業者も一気に入ってできるようなことになるのか。今5業者しか入っていない実態の海を、需要に合わせて、条件さえ満たせば一気に幾らでもできるようにするよというようなことで待っていて大丈夫なのかなというのは、県民は見ていると思うのです。そこら辺はどういうふうに、新たな課題というか、予想を超えた事態なのかもしれませんが、先ほどの各県の経過や、いろいろなことを勘案していくと、沖縄とてうかうかと一今まで漁協が反対した実績がないからといっても、目の前に来るかもしれないような事態に、準備を含めて検討に入る、いろいろな情報収集は進めないといけないのではないかなという感じはしますけれど、そこはいかがでしょうか。

東京ドーム3個分とか言っていないませんでしたか。

○永山正海岸防災課長 これから先どれぐらいの海砂の需要があるかということですが、海砂というのが本当に建設資材として用いられていたり、コンクリート用の骨材として用いられていたり、いろいろな用途がございまして、その辺の最低需給量を確保した上で、また、辺野古でも大量の砂が使われるということになれば、県としてもどういった採取の許可の仕方をすればいいのかという検討課題はあるのですけれども、やはり、これから先どうするかというのは、今考えておりませんが、情報収集に努めて、これから考えていきたいとは思っております。

○仲村未央委員 海岸防災課なので、埋立法ももちろん持っていて、まさに当該事業にかかわる部門もありますから、非常に逼迫した課の状況もあると思うのですが、部長ぜひ、この件に関しては、今、総量の見通しがどれくらいあるかという全体すら把握できていないという状況ですから、ぜひ需要予測を見越して対応すべきときに今、差しかかっていると思います。ぜひ予測も含めて、沖縄近海の調査をしっかりとする必要があるのではないか。

それから、先ほど農林水産部の例を出しましたが、沖縄の特徴的な海底の資源という意味では、非常にここはもろいということですよ。そういうかけがえのない私たちの環境でもありますから、そこは水産資源からいうと農林水産部でしょう、それから、環境部そのものとも情報を共有したり、調整をしながら、少なくとも需要予測やその調査に基づいて、もし今のような逼迫する状態に立ち至るとなると、どうしよう、どうしよう、これはもう間に合わない、ぜひこれは即刻、早急な課題として、この陳情の趣旨に沿って、対応が今求められているのではないかと思います。そこは、ぜひ御判断をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上原国定土木建築部長 建設用骨材として安定供給を図っていききたいということで、我々これまで余り採取量について考慮せずに対応してきた事実はございます。

ただ、環境に対して、どのような影響があるのか。九州各県でさえも総量規制をしていたという事実も明らかになっていますので、この辺も研究しながら、やはり今後、砂の採取に対してどういう対応をするのか、関係部局とも連携を図りながら検討していきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午後 3 時 53 分 休憩

午後 4 時 10 分 再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 陳情番号21号で、5ページお願いします。

竹富町のコンドイビーチリゾート事業計画の開発行為の許可の取り下げを求める陳情ですが、処理概要の中で、この開発許可は都市計画法で基準に適合する場合については許可しなくてはならないということで答えて、この住人の皆さんが問題を指摘していることについての—給水の問題とか、排水の問題とか、生態系、それから生活の問題とか含めて全く考慮しなくてというか、そのまま許可しているのですが、これは言われているような竹富町の景観条例とか、竹富町歴史的景観形成地区保存条例とかについては、全くこの開発許可については参考にしないのかということをお聞きしたいのですが。

○**與那嶺善一建築指導課長** 開発許可の技術基準の中では、給水については開発区域で想定される需要に支障を来さないような能力で配置されるよう設計が定められていることとすることがありますけれども、この判断としましては、国の運用指針で水道事業者との協議が調うことをもって基準に適合しているものとみなすということで、今回の事例では、竹富町と事業者が給水協定で合意しているということをもって、我々は技術基準に適合していると判断をしております。

それ以外の件については、開発許可の33条の技術基準にないことについては、許可の審査の対象にはなっておりません。

○**崎山嗣幸委員** この中で今、40トンの給水協定を結んだと言っておりますが、その間、他のリゾートのところでは100トンとかやっているのですが、皆さんの把握で、このリゾート開発のところは40トン結んで、それから他のホテルがどれぐらい使っているという試算は出ているのですか。問題はないということの実態については皆さんは把握しているのですか。

○**與那嶺善一建築指導課長** 今回の開発許可で、事業者と竹富町のほうで給水量について協議をしているというのは承知しておりまして、最終的に40立米で合意をしたということ聞いております。

他の事業者がどれくらいで合意したかというのは、我々把握はしておりません。

○**崎山嗣幸委員** 今、350人ぐらいの住民の竹富町に50万人も観光客が押し寄せるぐらいで、そういった給水とか排水が問題になっている中において、今その開発業者に対する40トンというのを協定するらしいのですが、その他の生活

そのものについてはわからないではないかと思うのですが、皆さんはこれが賄い切れるという、そういったことをわかった上で許可しないとおかしくないですか。わかりませんではなくて、わかるべきではないかと思うのですが。

○與那嶺善一建築指導課長 先ほどもお答えしましたけれども、開発許可の基準では、水道事業者、今回の場合、竹富町と開発事業者が合意すれば許可の基準に該当するという判断しております。

給水量の適否といいますか、その量でいいかどうかというのは、水道事業者である竹富町のほうで適切に判断して給水協定を結んだと理解しておりますので、開発許可上は竹富町と開発事業者の給水協定をもって許可の要件に該当しているということで許可をしたところでございます。

○崎山嗣幸委員 竹富町とこの業者が協定を結んだことについて、この島の給水については大丈夫だということで、皆さんは全く信じているということで許可をするということで理解してよろしいですか。丸投げというか、中身もわからないで、両方が結んでいるから大丈夫だろうということで許可すると。開発許可って、そういうものですかということに疑問がちょっとあるのですけれど。

先ほどから言っているように、350人しかいない住民に50万人もの観光客が来ているわけだから、ホテルができて、またできて、それだけの給水を使うということで懸念されて陳情を出されているわけです。圧倒的に多くの住民の皆さんが、この開発許可を取り下げてくれと言っているわけだから、給水は本当に今言っているように竹富町と業者が結んだだけの話ではないでしょう。業者と竹富町の話ではなくて、これは島全体の給水がどうなるか問われているのではないかと私は聞いているのです。

それを皆さんはわかりません、そこは竹富町と業者が給水できるだろうということで受けとめるのですが、そこはもう、皆さんわからないでいいのですかということです。

○與那嶺善一建築指導課長 観光客の増加とか、そういったものについては竹富町のほうが把握をしながら事業者と給水量の調整に時間を要しているというのも聞いておりますし、その辺、事業者と調整を重ねながら給水できる見込みが立ったということで、事業者と協定を結んだというふうに理解をしております。

○崎山嗣幸委員 そこは、皆さんはそういうふうに大丈夫ということで許可し

たということですが、あとその他、そこから排水されるところで、いろいろなサンゴや水産生物が、影響されないかということでは、そういう環境や生態系の破壊については皆さんの対象外ということではいいですか。

○與那嶺善一建築指導課長 浄化槽処理水につきましては、地下浸透で処理するというところに今回の計画になっておりまして、この件につきましては、沖縄県浄化槽取扱要綱に基づきまして、保健所と協議をして適切に処理をするというふうに理解しております。

許可時に放流する水質についても、要綱に基づく地下浸透の性能を満たしているということは確認しております。

○崎山嗣幸委員 皆さん知っていると思いますが、竹富町憲章ですか、ここは皆さんは全く勘案しないということの話ですが、竹富町憲章というのは御存じなのか、全くそれは考慮されないのかについて、もう一回伺いますが、いかがですか。御承知なのか。

○與那嶺善一建築指導課長 竹富町憲章につきましては、陳情の事業者からの文書などで承知はしておりますが、開発許可の基準上は考慮できない基準と申しますか、開発許可は技術基準に適合していれば許可をしなければならないとなっております。

竹富町憲章につきましては関係法令でもございませんので、そこを考慮に入れて許可の判断をするということは、開発許可上はできないことになっております。

○崎山嗣幸委員 多くの総会で、そういった問題が起こるからということで取り下げしているということの説明責任については、皆さんはお持ちですか。しっかりと説明をして納得させるという責任は、県のほうにあると理解していますか。

○與那嶺善一建築指導課長 今回の陳情につきましては、県のほうで要請を受けた際に、開発許可につきましては技術基準に適合していれば許可をしなければならないという旨の説明はしております。

○崎山嗣幸委員 説明しているというのは私もわかるのですが、今こういった

問題があるから取り下げてくれということで、住民については納得していないわけですね、まだ。住民は納得していないわけですよ。

そこに対する納得がないまま、皆さんは開発許可でそのまま走るのですかと聞いているわけ。

○與那嶺善一建築指導課長 今回の陳情に絡む開発許可に対して、県の開発審査会に開発審査請求というものもされておりまして、その審査会におきまして、請求人からの今回の処分に対しまして口頭審理を実施した結果、審査請求を却下するという結論も出ておりますし、そういう中で、県が開発許可をした処分についての妥当性については、住民について御理解はいただいているのかなと考えております。

○崎山嗣幸委員 理解されていないと私は理解をして質疑しているのですが、先ほどから言っている給水の問題とか、私も納得していないし、説明がわからないままきているし、排水の問題も、国立公園隣接地の開発計画に大きな説明不足もしているとか、地下浸透、海岸、指定海域に影響とか、生態系も天然記念物、希少生物に関する生態調査報告もないとか、それから離島医療問題、ごみ問題、いろいろな観光客への対応も含めて、そういった竹富町の公民館連名で問題提起をしているわけですよ。

そういったことがなければこういう陳情は出てこないと思うのですが、皆さんの対応で、開発許可に適合したからということで、今言っている問題点をそのまま置いて走っていていいのですかということで私は質疑をしています。最後に、部長のほうから。

○上原国定土木建築部長 繰り返しになりますけれども、都市計画法に基づく開発許可は規定されている基準に適合しているか、していないかということをもって判断して、適合している場合には許可をしなければならないと。

やはり不平等な取り扱いというのはできませんので、その場所ですとか企業とか、そういったことを見ながら審査するわけでもございませんので、その申請の内容を見て、適合している場合には許可をしなければならないということでございますので、県としては適切にそれは審査をした上で対応しているということだと考えております。

○崎山嗣幸委員 これまた別案の145号の白保の問題も同じような問題で、同じ議論になるので、これはまた改めて環境のところで聞きたいと思います。

最後に陳情130号で47ページですが、よろしいですか。

渡嘉敷港の港湾内のしゅんせつの陳情ですが、当初、しゅんせつ土砂の処理をめぐって、渡嘉敷村のほうから問題提起されていて、先ほど皆さんのほうからは調整が整ったということでありましたが、これは渡嘉敷島外へ搬出することで調整が整ったということですが、具体的にどういうふう処理すると決まったのですか。

○與那覇聰港湾課長 渡嘉敷港のしゅんせつにつきましては、これまで村との協議の中では、村内のほうで処分できないかということはずっと協議していたのですが、やはり村としても村内で処分場を確保するというのが困難ということがありまして、その後調整した結果、久米島町の兼城港の花咲地区の埋め立ての工事工程とスケジュール的に合うということが確認できましたので、花咲港のほうにしゅんせつ土砂を有効活用するというので、調整は整っております。

○崎山嗣幸委員 もうこの陳情は解決したということで理解してよろしいですよ。

○與那覇聰港湾課長 解決しておりまして、平成31年度に工事着手する予定にしております。

○崎山嗣幸委員 この現港湾のしゅんせつをして、新バースの要請もあったと思うが、これとの関係はどうなっていますか。

○與那覇聰港湾課長 村からの要望のあるバースの移転というのは、あくまでも静穏度の確保という観点からの検討事項となっております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 50ページの陳情29号ですけれど、さっき仲村委員の答弁で238業者ということだったのですけれど、この許可業者が今後も申請すれば、これは幾らでも許可はできるということですか。

○永山正海岸防災課長 先ほども説明したように、登録については商工労働部

のほうで所管をしております、この238業者というのは、実際に海域に行つて砂利を採取するという行為のほかに、砂利の販売業も含まれている数になっております。登録については、商工労働部所管の事務になりますので、その辺の要件等については土建部では把握しておりません。

○赤嶺昇委員 238業者の申請に対して幾らでも許可できるのか、これは一応、できたら把握してください。

それで、年間の総量規制というのがありますよね。皆さんは、一応1事業者がとれる規制はかけているということを行っていますよね。だけど極端な話、1事業者がとれる規制はあるが、これがたくさん出てきてどんどんとつたら、総量規制そのものに影響するのではないかと僕は思っているわけですよ。意味わかりますか。この陳情者は、いわゆる1業者の総量規制のことを言っているのではなくて、年間の総量規制をかけるべきではないかと言っているわけよ。だからこれが、例えば今238業者が一気にとろうということになったら、今とれるわけでしょう。そうしたら、年間の総量規制、今懸念していることがとめられないのではないかというのが陳情者の言いたいことだと思うのですよ。そこはどうかと聞いている。

○永山正海岸防災課長 需要と供給の関係で登録業者数も年度ごとによって変わってくると思いますが、採取した業者は、砂利を採取したら、どこかのヤードにその砂利を仮置きする場も設けないといけないというような、もろもろのコスト的な面もありますので、そうむやみやたらに業者が採取してとっていくという状況にはならないと考えております。

○赤嶺昇委員 いや、臆測で聞いているのではないよ。238業者が採取する権限があるわけでしょう。じゃあ今の規制の中で238業者が年間で全部とつたら、どれぐらいになるのですか。数字出して。ヤードの話を知っているのではないわけ。だから、別に今すぐ数字出さなくても、ヤードがあるとかないとかと言っているのではなくて、この陳情で言っている年間の総量規制というのはそういう意味だと思うのですよ。1事業者がとれる分を規制してくださいということを行っているのではないわけ。そこは、きょうすぐではないにしても、ここは宿題ではないかと僕は思うよ。どうですか。今、数字出せるのであれば出して。

○永山正海岸防災課長 平成11年度から採取量の数字が出ておりますが、それ

でいくと年間177万9000立米の需要で実績があります。

そういった関係からすると、平成30年度で5業者が50件の認可をもって採取をしておりますので、途方もなくふえていくという状況にはならないかと考えております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺昇委員から、質疑に関連して全登録業者が採取した場合の年間総量の試算を出してほしい旨の依頼があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

永山正海岸防災課長。

○永山正海岸防災課長 資料を整理して報告したいと思います。

○赤嶺昇委員 それで、部署は違うけれど、今238業者ですよ。これが幾らでもこれから許可—これは商工労働部は例えば要件に合致したら全部許可していくのかということもあわせて土木建築部として把握してほしいということです。これは要望。

それを踏まえて、だからこの年間総量規制というのは設けるべきではないかと言っているわけですよ。ちなみに聞きたいのですが、この海砂利というのは、結構高い値で売られているのですか。もうかるビジネスなのですか。

○永山正海岸防災課長 海砂利の単価が沖縄県内地区ごとに定めておりまして、地区ごとで荷おろし地点での単価になっているものですから単価は違ってきますけれども、およそ3000円から3300円。

○赤嶺昇委員 単位は。

○永山正海岸防災課長 立米当たり3000円から3300円の間で北部では取引をされております。

○赤嶺昇委員 地域によって3000円とか値段が違うのはなぜですか。質が違うのか。

○永山正海岸防災課長 資材単価というのは荷おろし地点での単価を標準としておりまして、距離の違いでその辺の単価の違いが出てきます。

○赤嶺昇委員 他府県の単価というのは大体、皆さん把握されていますか。

○永山正海岸防災課長 済みません、把握しておりません。

○赤嶺昇委員 これもあわせて今度、把握してくださいね。

だから要するに、今陳情で僕は初めて知ったのですよ。要するに福岡とか他府県では、やはり年間総量規制を定めているとか。それぞれに理由があると思いますよ。

だけど今みたいに年間規制がないということは、どんどんとられたときに歯どめがかからないとか、いろいろなことを心配するということで、多分この陳情が出ていると思うので、そういうことも明確に示せるようお願いしたいけれど、部長いかがですか。

○上原国定土木建築部長 県内の重要な建設用の骨材でもありますので、これまではその必要量しかとっていないという理解で、我々その採取に対して認可をしていたわけですが、無尽蔵にあるわけでもございません。

全て相当な量をとられると環境に影響がある可能性ももちろんございますので、先ほど委員から御質疑の238業者がこれまでは5社ほどしか砂の採取をしていなかったということで、砂販売業者が大半だという理解ですが、この辺どれくらいの将来的な採取量が見込まれるのか、環境に対してどういう影響があると想定されるのか含めて、しっかり周辺の事例研究しながら検討していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 それも含めて、例えばいわゆるこの辺野古のここに活用するというので、これがもうかるからということでこれがどんどんとられるようになったら、県知事も含めて皆さん自己矛盾に陥るのではないかと。だからそこも含めて、一応は念頭に置いたほうがいいのではないかと。今までは、別に指摘しているのではなくて、可能性はあるでしょうということを多分言いたいのだと思いますということです。

続いて、49ページの県道11号線の拡張に関する陳情ですけれど、早目に補償してほしいということで、この事業というのはもう開始してから何年たっていますか。

○玉城佳卓道路街路課長 本事業は、1工区から高安工区まで合わせまして5工区ございますが、まず、1工区が平成12年度から開始しております。高安工区につきましては、平成24年度からということでございます。

○赤嶺昇委員 これまで何年たっていますか。

○玉城佳卓道路街路課長 高安工区につきましては、平成24年度からですので、7年の経過ということになります。

○赤嶺昇委員 一番最初の1工区からで何年ぐらいたっていますか。

○玉城佳卓道路街路課長 1工区が平成12年度から開始してございますので、19年たっているということでございます。

○赤嶺昇委員 平成12年から当初計画がありますよね、今19年たっていますけれど、これはもう過ぎているのですか、おくられているのですか。順調ですか、早いのですか。それを知りたい。

○玉城佳卓道路街路課長 用地交渉とかがうまくいかなくて、多少おくられているというのはございます。

○赤嶺昇委員 当初の計画に対してどれくらいおくられているのか。

○玉城佳卓道路街路課長 済みません、当初計画が今、持ち合わせておりませんので、延期、延期で認可をどんどん延ばしているということがありまして、現在、当初いつまでというのがわかっておりませんが、一般的に7年ぐらいというふうには。

○赤嶺昇委員 全部で。

○玉城佳卓道路街路課長 認可期間です。事業認可というのがございまして、国に申請する期間ですね。

○赤嶺昇委員 こんな難しいこと言っているのではなくて、1工区から今まで

全部、豊見城中央線、最初から最後まで、何年の計画で皆さんはやろうとして始めたのですかと聞いています。わからなかったら、これも資料で出してくれないか。

○玉城佳卓道路街路課長 詳細資料は、また後ほどお持ちしたいと思います。

○赤嶺昇委員 総事業費は幾ら見込んでいましたか。

○玉城佳卓道路街路課長 総事業費も含めまして、また後ほど資料は提供したいと思います。

○赤嶺昇委員 要は、この道路は、計画していくと、ここに住んでいる人も補償されると多分思うわけですよ。皆さんの都合でおくれて、そろそろ補償されるなと思っていて、これが補償されないと。聞いたら、今度、役所側からいきなり始めたものだから、問題が起きているわけですよ。うちにそろそろ補償が来るなと思ったらいきなり飛ぶものだから、そういうことです。要するに、皆さんは、同じ県民でもそろそろ来たなと思ったら、違うところに飛んでみたりやると、いよいよ大変な問題が起きるわけですよ。

住民も補償されると思ったら出ませんよ。それ意味わかりますよね。出て行ってほしいというのは皆さんの都合であって、補償されると思ったらちょっと粘ろうかなという人も出てくるかもしれませんよ。だから計画どおりいって、それで建物それぞれの都合があるのだったらわかるけれど、計画がおくれているにもかかわらず、今までの予定だったら補償されただろうなという部分がされなくてということになってくると、これは住んでいる皆さんの問題というよりも、これは県の問題ではないのかということですよ。

○玉城佳卓道路街路課長 説明が足りなくて申しわけないのですが、高安工区につきましては、もともとは豊見城市の土地区画整理事業で予定していたところでございます。

市のほうで土地区画整理事業が困難になったということで、県が平成24年度から引き受けたということで、当初からここを県がやるという予定ではなかったということでございます。

○赤嶺昇委員 平成24年に県が受けますよね、その後は計画どおりですか。

○玉城佳卓道路街路課長 事業認可を延ばすことになると思いますが、現時点では、おこなっている状況がございます。

○赤嶺昇委員 さっき言った総事業の期間、それから総事業費、今、高安工区も平成24年からの部分の当初の計画や総事業費、それもそれぞれ全部説明をしてもらいたいです。だからそこをお願いしたいと思っていますけれど、いかがですか。

○玉城佳卓道路街路課長 済みません、今、資料を持ち合わせておりませんが、また後ほど御説明に上がりたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次回は、明 3月19日 火曜日、午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼